

教科書文庫
4
910
42-1927
2000082122

訂改

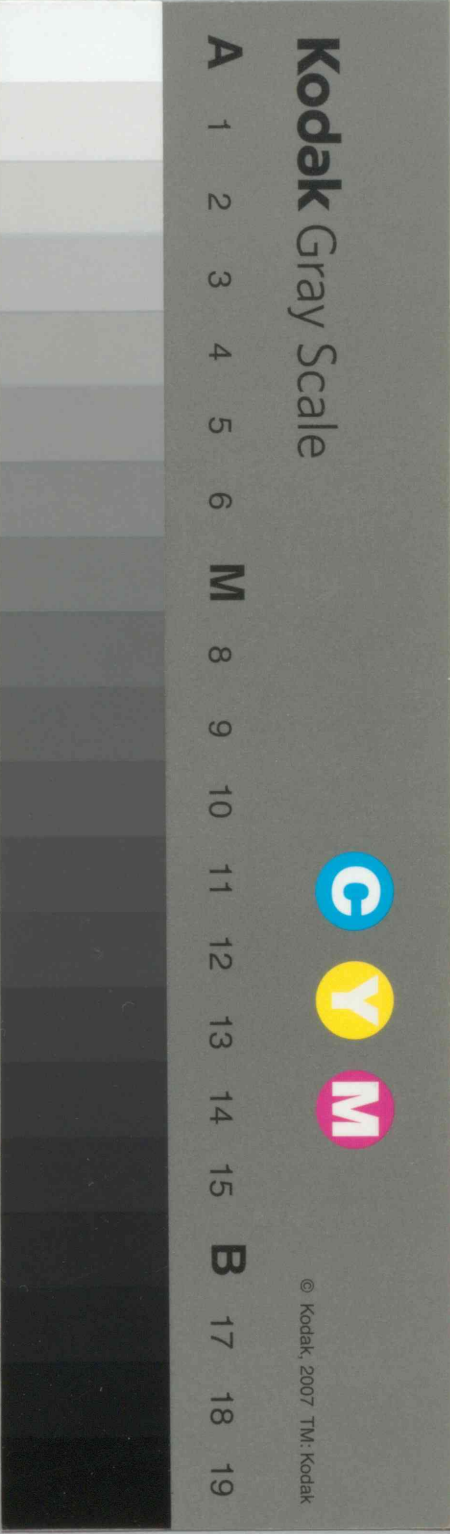
家事教科書
卷下

家庭經濟研究會編纂

株式會社
帝國書院

41228

教科書文庫
4
910
42-1927
20000
82122



© Kodak 2007 TM: Kodak



資料室
濟定檢省部文
日三十月一年二和昭

教科書文庫
4
910
42-1927
2000082122

訂改

家事教科書

纂編會究研濟經庭家

卷下



広島大学図書

2000082122



京東

院書國帝 株式會社

46
900
DB/

改訂の序

本書が出てから三年、その間の實地教授の經驗と日進月歩の新知識とによつて、こゝに大改訂を加へることになつた。改訂の大綱をしるせば、

- 一 行文説明を出来るだけやさしくしたこと。
 - 一 我國の一般家庭に縁遠い材料は、思ひきつて削除したこと。
 - 一 新たに最新の發明主張等から精選した教材を加へたこと。
 - 一 メートル法を加へたこと。
- 尙ほ教材排列の順序については、土地の事情實習の都合等によつて自由に變更せられたい。



例言

一、我が國の家庭生活は、久しき因襲と急激なる革新との渦中に立ちて、寔に混沌たるものである。今、斯かる状態に適應すべく本書を編纂したる所に、編纂者の大なる苦心と愉悅とがあつた。
一、本書は、言文一致即ち口語體を用ひた。中等教科書に先例少き此の試みは、慥かに斯界の一異彩であると信ずる。
一、本書は、學習興味の喚起と、知識の直觀的收得とに資すべく、多くの挿繪を加入した。其の取材の廣汎と適確と而して鮮明とは、編者の竊に欣快とし、矜持とする所である。
一、本書は、家事科教授の實際家と、家庭生活改善主張者との集團なる本會の編著である。而して茲に、東京女子高等師範學校最初の家事科教授たりし野口保興並に川上美佐子を以て、本書編纂の代表者とした。

家庭經濟研究會 謹誌

訂改 家事教科書〔下卷〕目次

第一篇 養老	一
第一章 精神の慰安	二
第二章 身體の保養	四
第二篇 育兒	九
第一章 母の務	九
第二章 胎兒	一〇
第一節 精神上の注意	一〇
第二節 身體上の注意	二
第三章 嬰兒乳兒	二二
第一節 保護	二二
第二節 哺乳	二九
第三節 生齒・離乳	三五
第四章 小兒	三八
第一節 養育	三八

第二節	保育	三
第三節	疾病	三六
第五章	子女	四二
第一節	母の責務	四三
第二節	家庭教育	四三
第三篇	看病	五〇
第一章	看護	五〇
第一節	婦人と看病	五〇
第二節	醫師の招聘	五一
第三節	看護の心得	五一
第二章	介抱	五三
第一節	居室・衣服・臥床	五三
第二節	食物	五三
第三節	睡眠・便通・入浴	五三
第三章	病狀觀察	六〇
第四章	手当	六三
第一節	普通手当	六三

第二節	應急手当	七〇
第三節	危篤者の取扱と死後の處置	七〇
第五章	薬用	七一
第一節	内用薬	七二
第二節	外用薬	七三
第六章	繃帶用法	七九
第七章	傳染病の豫防	八一
第一節	傳染徑路と症狀	八一
第二節	豫防・罹病	八五
第四篇	管理	八九
第一章	家庭と家風	八九
第一節	家庭	八九
第二節	家風	九一
第二章	管理の要項	九二
第一節	勤勉・節約	九二
第二節	規律	九三
第三節	清潔・整頓	九四

第三章 趣味と常識	九六
第一節 趣味	九六
第二節 常識	九七
第四章 家財の保護	九八
第一節 用心・災害	九八
第二節 移轉	一〇一
第五章 物品の購買	一〇三
第六章 雇人	一〇六
第七章 交際	一〇九
第一節 交際の目的・範圍	一〇九
第二節 社交の心得	一一〇
第三節 談話・贈答・訪問	一一一
第五篇 家計	一一四
第一章 家計の整理	一一四
第一節 家計整理法	一一四
第二節 収入と支出	一一五
第二章 收支	一一五

第一節 収入	一一五
第二節 支出	一一七
第三章 豫算	一二七
第一節 豫算の意義	一二八
第二節 収入の計上	一二八
第三節 支出科目	一二九
第四節 費額の配當	一三三
第四章 現計	一三五
第一節 剩餘と不足	一三五
第二節 出納	一三六
第五章 財産	一三八
第一節 財産の種類	一三六
第二節 貯蓄	一四〇
第六章 保険	一三一
第一節 保険の意義	一三一
第二節 保険の種類	一三三
第七章 簿記	一三三

團樂の夕べ (くきをオデラ)



目次

第一節 家計簿記 一三三

第二節 帳簿の種類 一三四

附録

日記帳 一三四

月計表 一三五

年計表 一三六

訂改 家事教科書〔下巻〕目次〔終〕

訂改 家事教科書 下卷

家庭經濟研究會編纂

第一篇 養老

我が國では昔から孝道を重んじ、老人の境遇キョウゴに同情する念が深く、一に老父母をいたはる美風があつて、祖先崇拜ソノセンホウの基礎キソをなし、大和魂と共に、他に比ヒひのない我が國民性の美點長所をなすものである。

完全な家庭組織には、老人の存在が必要である。實に老いたる尊長ソノチヤウは、一族の崇拜し、親愛する所で、子女が老人を敬慕ケイボするは、家庭の永遠の存立を知る最も良い方便である。又老人が幼少者

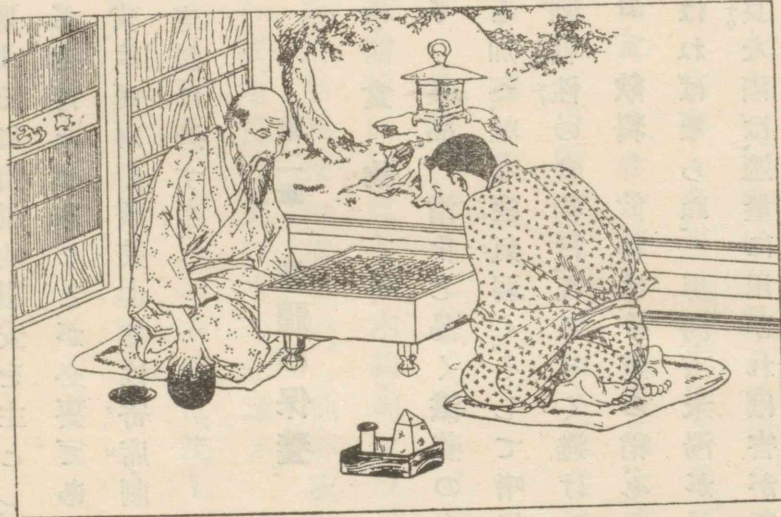
圖解 家庭崇拜
の中心たる老人



第一章 精神の慰安

の愛情に親しみ得るのは、過去の
辛苦に對するやさしい酬^{ムカヒ}で、長壽
の幸福を感じる所以である。
老人は、どんなに多幸多福でも、心
身共に衰へてとかく病氣勝にな
り、物は忘れ勝で、或は短氣になり、
或は頑固になり勝である。もし
てやゝもすれば無聊^{ムリョウ}に苦しみ、心
細く感ずることが多い。故に老
人に仕へる者は、よくこれらのこ
とを心得て、つとめて老人の心身
を慰安せねばならぬ。

圖解 圍碁



すべて誠意を以て老人に仕へ、
安心と愉快とを得させるやう
につとめねばならぬ。老人が、
讀書著作研究に親しむ所があ
れば過勞^{クワラウ}とならぬ限り、続けさ
せるがよい。詩歌^{シカ}俳諧^{ハイキ}圍碁^{イゴ}謠^カ
曲^{キョク}等の嗜好があれば何よりよ
ろしく、又花卉^{カキ}蔬菜^{サイ}の栽培も極
めて適^{タビ}はしい。
老婦人には、子守^{コモリ}役^{ヤク}針^{ハリ}仕事^{シゴト}刺繡^{シウ}
編物^{アミモノ}細工物^{コウカモノ}のやうな適切なも
のがある。又留守居は老人の
得意とする所である。

要するに自動的慰安を主とし、老人に有用の者であるといふ感じを持たせることが必要である。新聞雑誌などを読み聞かせ、或は面白く談笑するは、寄席劇場等に連れて行くよりも、安全で老體に適する。

第二章 身體の保養

一 食物

イ 食品 消化し易く滋養の多いものを選び、搗り潰し、刻み等を加へ、軟く鹽氣弱く、そして嗜好に適ふ様に調理する。獸肉や、刺戟性の食物は、なるべく避けるがよい。

ロ 飲料 飲料は、分量の稍多い方がよろしく、素質に注意を拂はねばならぬ。麥湯、玄米湯が最も安全で、番茶が之に次ぐ。醇良な酒は、適量に用ひれば害がない。茶類の優種はあまりよろ

しくない。殊に茶汁の濃厚なのは、不眠、心悸亢進の原因となる。

ハ 食事 食事は、一、二回少量の間食を加へても悪くはない。晝食に重きを置いて滋養物をすゝめ、朝食には、汁物、鶏卵などを用ひて胃腸の疏通を圖り、晩食は、軽くして安眠を容易ならせる。

二 衣服

イ 地質 暖くて軽く、軟かて着心地の好いものを選ぶ。殊に肌着、襦袢に注意し、晒木綿、綿フランネル等で作り、フランネル編物を用ひれば一層よい。他の衣類は、紬、銘仙類がよろしく、木綿ならば、地質の軟いものを選ぶ。綿入類には、新らしい綿を用ひる。

ロ 手入 老人の衣服は、決して汚れたものや破れたものを用ひさせぬ様、常に洗濯と手入とを怠つてはならぬ。これは衛生上大切なばかりでなく、孝養の一端ともなるから、充分の注意が必要である。

ハ 附屬品 襟卷・頭巾・手袋・足袋等の衣服附屬品も老人の意に適ふものを供給し、不自由のない様に心懸くべきである。

三 居室

イ 位置 閑静で日當り通風がよく、なるべく出入に便利な位置がよろしい。

ロ 設備 室内の設備は、老人の嗜好に基づいて、便利を旨とし、適当な裝飾を施し、殊に廁・手洗場に注意して、寒夜の使用にも差支ない様に設備する。

ハ 庭園 居室の傍に、庭園を設け、花卉・蔬菜を栽培するの便を圖るがよい。

四 運動

イ 運動の種類 適度の運動は、健康を保つ上に必要である。朝夕の散歩、家事の手傳、庭園の掃除、手入、花卉・蔬菜の栽培等、其の

好むものを勧める。

ロ 外出の注意 外出の際には、履物・杖の適当なものを選んで徒歩の便に注意する。身體の不自由な場合には、適宜乗車をすゝめ、野外の風趣を樂ませる。

五 睡眠

イ 時間 睡眠は、心身の休養に必要で、心身の衰弱した老人には、殊に大切である。然るに老人は、やゝもすれば寢覺め勝て、夜中熟睡することが少い。少くとも八時間位は、寢床の中に安靜を保つやうにせねばならぬ。

ロ 寢具 寢具は、安眠を得る上に極めて大切である。即ち輕くて軟く暖いものを選び、よく清潔を保ち、冬は湯婆を用ひて寢具・寢衣を暖め、夏は快い臥褥に、涼風を容れ、蚤・蚊の果を避ける。

六 入浴

イ 自宅 入浴は睡眠を促し、疲勞を回復して、身體の健康を保つに適するから、なるべく自宅に浴場を設け、親切に世話して入浴させるがよい。

ロ 錢湯 錢湯による場合は、然るべき附添人をつけねばならぬ。老人の望にまかせ、脚湯、座浴等に依るもよい。

第二編 育兒

第一章 母の務

子女の教養は、家庭に於ける最も大切な務めで、父と母とは、共に誠心誠意これに當るべきものであるが、天職には内外の別があつて、母親は主に子女の家庭教育に従ふべきである。殊に幼兒に就ては、殆ど全責任を負ふと言ふべきで、昔から高德の人は母膝の上に養成され、子女の將來は、母親の掌中にあると言はれてゐる。母親は生來の教育家で、注意が細微でかつ間斷なく行き届き、柔和で慈愛に満ちた性質と共に、こまやかな親子の愛情を形つくる。この愛情こそは、やがて貴い道德の基となるものである。

第二章 胎 兒

胎兒は、事實上、母親と一身同體で、母體の健康・不健康は、直に胎兒の發育に影響するものであるから、母親は身體の榮養に注意し、かつ精神を爽快に保つことが肝要である。

第一節 精神上の注意

妊娠中は、精神の安靜が必要である。とかく神經過敏になり易いものであるから、特に左の事柄に注意せねばならぬ。

- イ 歌舞・音曲等に關する群集の場所を避けること。
- ロ 刺戟興奮の基となる讀物・談話等を避けること。
- ハ つとめて聖なるもの、美なるもの、高尚なるものを見聞して、思想を純潔にし、楽しく母となる日を待つこと。

第二節 身體上の注意

- 一 食物 嗜好に多少の異狀を呈する外、嘔氣を催し、食慾が減ずる。特に妊娠後二・三ヶ月の惡阻の時にいちじるしい。用ひ慣れた食品の中で、消化がよく、滋養に富んだものを選び、刺戟性の飲料・香料等を避けねばならぬ。
- 二 衣服 衣服は、清潔で軽く、暖く、窮屈でないものを用ひるやうにし、特に夏冬には下半身の保温に注意する。又妊娠後五ヶ月位になつたら、腹帶を用ひて胎兒の位置を整へ、腹部の冷えぬ様に注意せねばならぬ。
- 三 起居 閑靜で、空氣の新鮮な處を選び、適度の運動をなして血行を促し、又入浴して身體の清潔を保ち、疲勞を感じぬほどに家務を執り、決して安逸に流れてはならぬ。しかし重い物を持

ち、或は烈しく身體を動かす運動、その他船・車等に乘ること等は避けねばならぬ。

四 睡眠 心身の休養にきはめて必要であるから、平常通りの安眠を得る様にする。そして横臥する際に、同じ脇腹のみを下にすることのない様、注意せねばならぬ。

五 便秘 月を重ねるに従つて、便秘することが多い。その際にはなるべく下劑を用ひないで、適當な食物をとつて便通をととのへるやうにする。

六 産婆 なるべく近い所に住む學理・經驗に富み、技術の熟練した人を選び、妊娠五六ヶ月の頃から時々診察を受けるがよい。

第三章 嬰兒・乳兒

第一節 保護

嬰兒は初生兒のこと

圖解 年齢に據る身體の各部(頭・胸・脚部)の割合を示す。

1 乳兒 生後一年 2 小兒 滿一歲 滿六歲 少年 滿六歲 少 十二歲 青年 滿十二歲 成年 滿二十歲 滿二十五歲

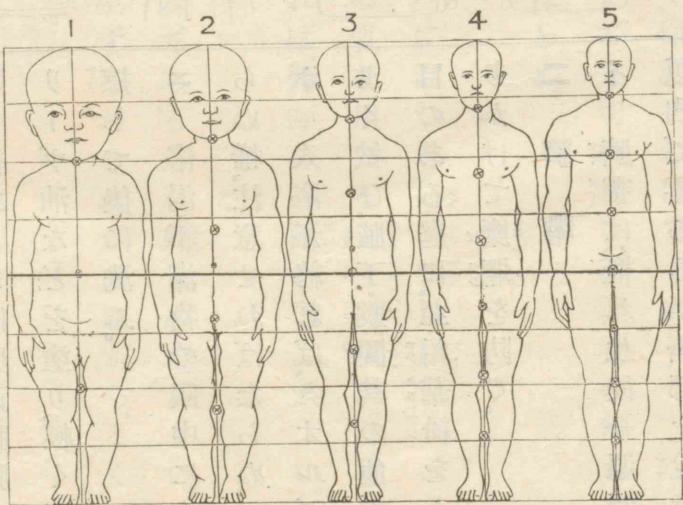
嬰兒は、身體が軟弱で、外界に對する抵抗力が乏しいから、その取扱に最も注意を要する。

一 入浴

イ 産兒は不潔であるから、産婆は、生後直に産湯を使はせる。其の後も毎日、入浴を怠らぬ様にし、殊に夏日は、朝夕二回入浴させる。

ロ 湯の温度は、攝氏の三十八・九度、時間は約十分間が適當である。

ハ 身體に附着した不潔物を洗ひ落さなければ、糜爛を生ずる



(糜爛を生ずる)

春秋
後
存
後
可
可

圖解 嬰兒沐浴 順序



恐がある。容易に不潔物を除き得ぬときは、卵黄・豚脂・オリヴ油などを塗り、軽く摩擦して後に洗ふ。

ニ 浴湯・不潔物の眼中に入らぬ様、注意せねばならぬ。

ホ 入浴が終れば、タオルでよく拭ひ、腋下・股間・其の他折目のある處に、亞鉛華粉をふりかけて、糜爛を防ぐ。

二 臍帶

イ 臍帶は、概ね生後一週間以内で落ちるが、臍部を脱脂

綿及びガーゼを用ひて被ひ、よく保護せねばならぬ。

ロ 落ちてからは、傷の癒えるまで大切に扱ひ、不潔物の觸れぬ様、又摩擦せぬ様に注意せねばならぬ。

三 胎便

嬰兒が母の胎内に居る間に、腸内に溜つた排泄物を胎便と云ふ。粘氣ある暗綠色の軟便で、生母の乳を用ひるときは、概ね生後二三日で排泄し終る。異狀があれば、醫師の診斷を乞ふがよい。

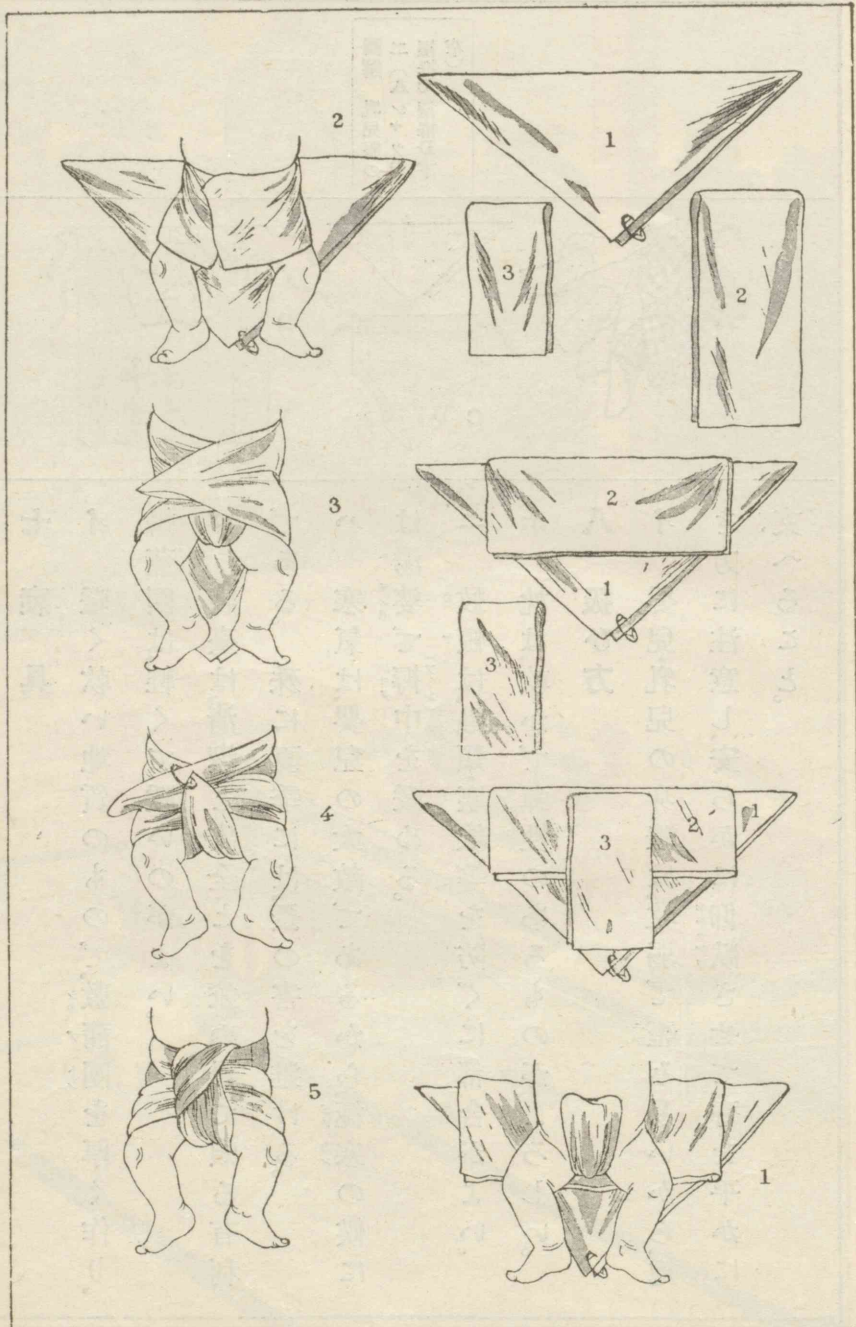
四 生毛

生毛は、軟い頭部を保護するものであるから、剃らぬ方がよい。又頭部が不潔であると、腫物を生ずるおそれがあるから、よくこれを洗はねばならぬ。

五 衣服

イ 軽く軟かな地質で作り、白地がよろしい。

襦袢のあて方

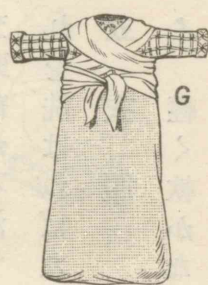
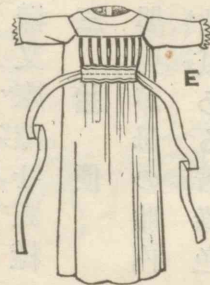


(襦袢の各部とあて方の順序を示す)

育兒篇 嬰兒・乳兒

圖解 1 乳兒用
足袋 2 襪掛
3 長足袋

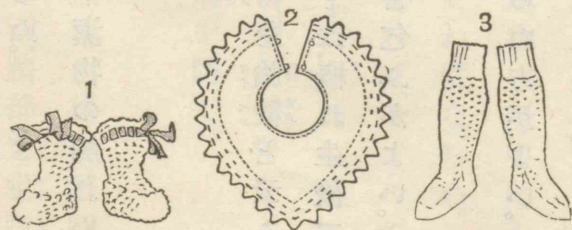
圖解 乳兒服の
一 (上着F腰
巻を開くG腰巻
を閉じる)



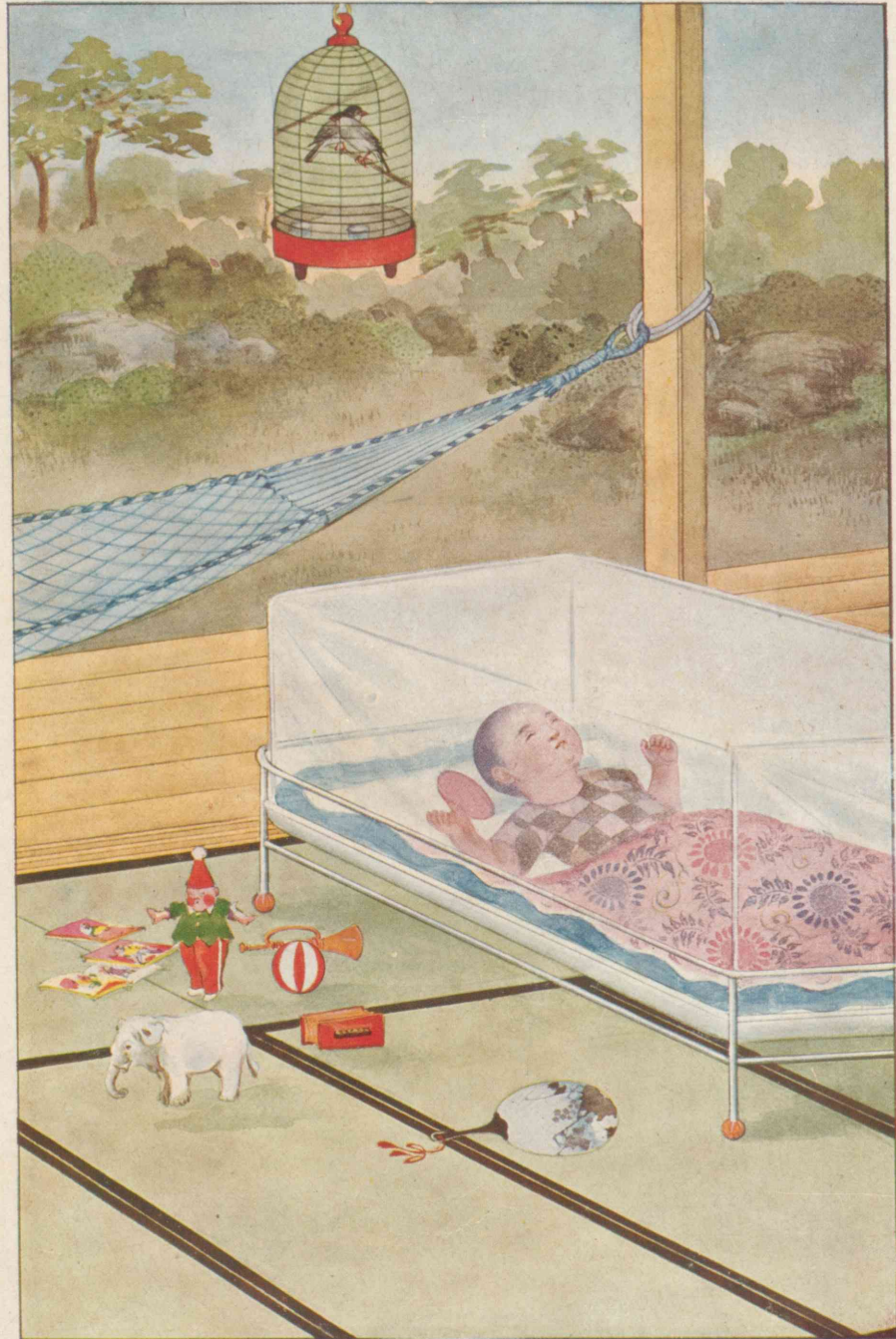
育兒篇 嬰兒・乳兒

ハ 濕つたものや、汚れたものを、當てぬこと。
の當て方にも注意すること。

ロ 仕立方を簡單にして、着せ易いやうに作り、附紐は後紐にして、前で緩やかに結ぶ。
ハ 襦袢には、糊氣のない晒木綿、毛端の多くないフランネルを用ひ、殊に縫ひ方に注意して、縫目の厚くならぬ様にする。
六 襦袢
イ 木綿・フランネルのやうな軟質のもので、大きさの違つたものを作ること。
ロ 清潔を旨とし、また其

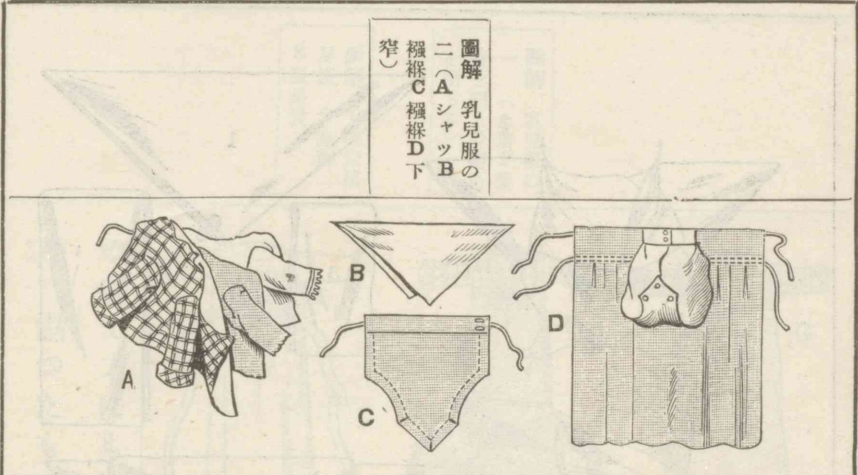


眠 睡



乳児の寝具

圖解 乳児服の
二(A)シャツB
襦袢C 襦袢D下
窄)



育兒篇 嬰兒・乳兒

七 寢具

イ 暖く軟い地質のもので、敷蒲團を厚く作り、掛蒲團は、軽くて暖いのがよい。
ロ 寢臺は、清潔と安全とを兼ね得て、頗る有利である。殊に夏季には、蚤の害を避ける。
ハ 寒氣は、嬰兒の大敵であるから、極寒の候には、湯婆で褥中を暖める。
ニ 蚊帳は、蟲類・塵埃等を防ぐに都合がよい。
ホ 枕は、軟かて弾性のあるものがよろしい。
八 扱ひ方
イ 嬰兒・乳兒の身體は、軟弱で歪み易いから、抱き方に注意し、安らかに仰臥させて、脊を平かに支へること。

圖解 乳兒の抱き方
 1 良き抱き方
 2 悪き抱き方
 3 悪き抱き方
 (春柱側變)



口 寢せ方に注意し、仰臥と側臥ソクワツとに依り、決して或る一方のみに片寢カマネをさせぬこと。

第二節 哺乳

哺乳については、良質の乳汁を適度に與へることが主眼である。乳汁には、人乳を始め牛・羊・驢ウマ等の乳があるが、人乳が最も優つて居る。人乳は、消化が良く、温度が適當で、乳養に便利である。生母によるのと、乳母によるのとの二法がある。

一 生母 生母の乳汁は、乳兒の乳

養に最も適して居る。授乳する母は、心身を健康にし、食物衣服起居等に注意し、強い感動を避け、若し身體に異状ある時は、直ちに醫師の診察を受け、其の指圖に従ふがよい。

甲 自然哺乳の長所

イ 母乳は、乳兒の發育につれて變化する。最初は、甚だ淡くて嬰兒の飲用に適し、緩下劑の效能を具へて胎尿の排泄を容易にし、乳齡の長ずるに従ひ、乳兒の體質に適する榮養素を含むやうになる。

ロ 母體は、授乳によつて早く肥立ち、健康を増進する。

ハ 授乳によつて母子の愛情を濃かにする。

乙 授乳に就いての心得

イ 度数 日々の授乳は、規則正しく行ふべきで、時を定めず、猥に授乳するのはよろしくない。晝は初期には、約二時間隔きに

し、日數の經つに従つて三時間・四時間隔きにする。夜は、初め一ヶ月間は就寢時・夜中・曉方の三回とし、以後は二回に減らし、漸次全廢する。但し乳兒の健康狀態で、多少斟酌せねばならぬ。

ロ 分量 毎回の分量は、乳兒が満足して乳首を離すのを程度とし、普通は十五・六分間授乳する。

ハ 方法 乳兒を靜に抱き上げて、授乳するがよい。抱寢のまま授乳すれば、乳房で口鼻を塞ぎ、乳兒を窒息させる恐がある。

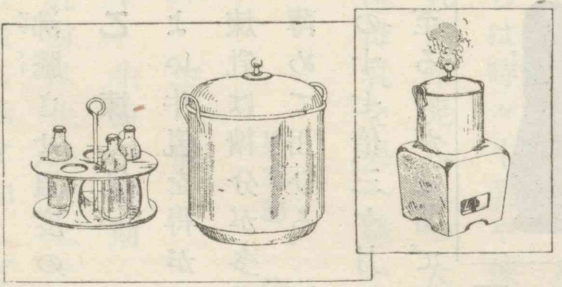
生母の體質が悪いとか、乳質が不良若しくは乳量が不足であるとか、其の他特別の事情があつて、自然哺乳法を行ひ難い場合には、或は乳母に依り、或は所謂人工哺乳法に依つて、一部若しくは全部の哺育をする。

二 乳母 乳母は生母に代つて、愛兒を哺育するものであるから、充分に注意して、適當な乳母を選ばねばならぬ。左にその選擇の要項を擧げよう。

乳	七・六	四・九	四
糖	七・六	四・九	四
脂	三・九	三・六	六
肪	三・九	三・六	六
蛋	一・五	三・三	三
白	一・五	三・三	三
質	一・五	三・三	三
人	一・五	三・三	三
乳	一・五	三・三	三

イ 二十歳乃至三十五歳で、なるべく生母の年齢に近いもの。
 ロ 體質が強健で、血色がよく、且風采フウサイの醜みにくくないもの。
 ハ 遺傳病や精神病などの病氣のないもの。
 ニ 乳質良く乳量多く、産期が生母と大差のないもの。
 ホ 性質温良で、愛情に富み、清潔を好むもの。
 ヘ 言語や舉動が上品で、且正しい理解力のあるもの。
 乳母を雇入れた上は、親切に哺乳の心得を教へ、攝生法を守らせ、乳兒哺育の一切の仕事に當らせるのである。
 三 人工哺乳 哺乳に用ひるものに驢乳、羊乳等があるが、得易くて便利なのは牛乳で、之に生乳と煉乳とがある。
 甲 生乳 牛乳は、人乳に較べると、蛋白質・脂肪が多く、濃厚であるが、乳糖が少なく、甘味が薄く、消化がよろしくない。

圖解 牛乳煮沸器



イ 強壯無病の乳牛の乳汁で、混合物があつてはならぬ。
 ロ 牛乳は、濃厚であるから、約八ヶ月間は、適度の水を加へ、薄めて用ひる。

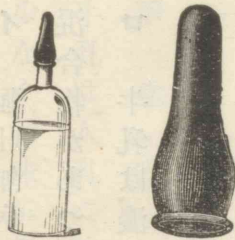
兒 齡	湯對牛乳の割合	一日量	一日授乳回数
生後一週乃至三週	三〇	四〇合	八
四週乃至二ヶ月	二〇	六〇合	八
三ヶ月乃至四ヶ月	一五	七五合	七
五ヶ月乃至六ヶ月	一〇	八〇合	七
七ヶ月乃至八ヶ月	〇五	七五合	六

ハ 乳糖の少いのを補ふ爲め、適量の白砂糖を混ざる。
 ニ 温度は、人體の平温位が適當で、熱すぎたり冷たすぎれば、消化を妨げる。
 ホ 新鮮で、豫め煮沸を加へたものが、無害安全である。鍋で沸かして哺乳場に移すのは、

微菌がはいるおそれがあるから、牛乳煮沸器を用ひて十分間程沸騰させ、温度の低い場所に置いて、入用の際に取出すがよい。

乙 煉乳

よい牛乳を得がたい場合には、煉乳を用ひる方が安全である。煉乳は糖分が多過ぎて、乳兒の胃腸を害するから、温湯で適度に薄めて用ひる。温湯は、煉乳一に對して、最初は十八倍、二ヶ月目の十七倍、三ヶ月目の十六倍等、順次に減じて、九ヶ月目の十倍に至るのが適當である。



圖解 哺乳器
(右は乳首)

〔哺乳器〕 牛乳煉乳を哺ませるには、哺乳器を用ひるがよい。哺乳器には色々あるが、前記の牛乳煮沸器中の硝子瓶に、護謨製の乳首を添へたものは、使用が簡便で、また衛生にも適してゐる。すべて哺乳器は、使つてから熱湯を用ひて丁寧

に洗ひ清めねばならぬ。不潔にしておくと、往々下痢、驚口瘡にかゝることがある。

四 併用哺乳 併用哺乳とは、母乳と代用品とを併せて用ひることである。すなはち母乳に依る場合も、生後一・二ヶ月頃からは、時々牛乳や煉乳を哺ませる方がよろしい。さうすれば、母乳が不足になつた場合、又は母が止むを得ぬ事情で、一定の時間に母乳を與へ難い場合に、便利である。

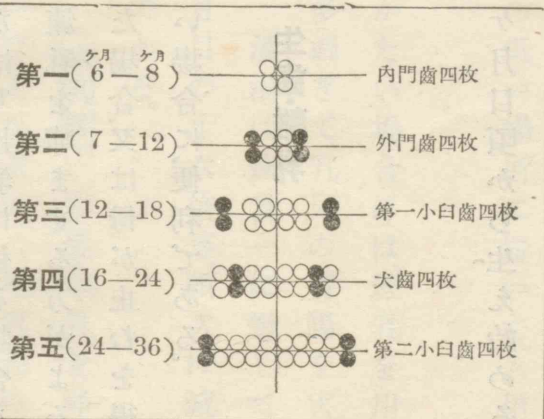
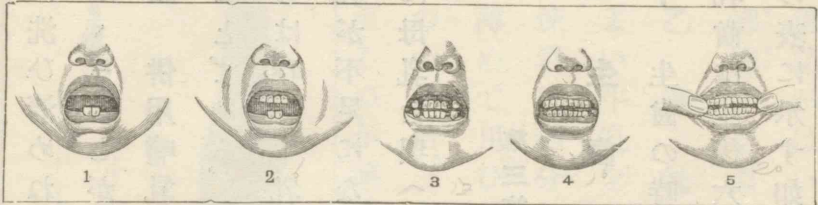
第三節 生齒・離乳

一 生齒

イ 生齒の時期

乳齒は生後六・七ヶ月頃から生え始める。其の順序は、概ね次の表に示す如くである。

圖解 生齒の寫
 眞1. 生後六、七ヶ月頃 2. 下顎の内門齒二枚。3. 生後九ヶ月乃至十ヶ月 4. 上顎の門齒四枚。5. 生後十二ヶ月乃至十四ヶ月 6. 下顎の外門齒二枚と第一小齒四枚。7. 生後十八ヶ月頃 8. 犬齒四枚。9. 滿二歳頃 10. 第二小齒四枚。

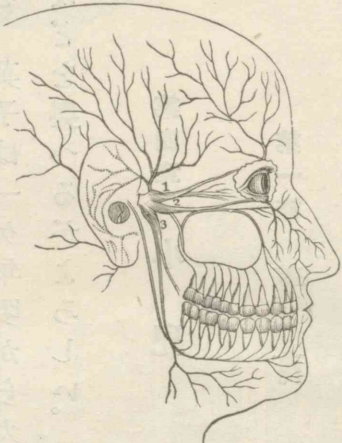


齒齦が充血して、粘膜が鮮紅色となり、流涎著しく、發熱下痢を催し、眼瞼頬を赤くして逆上の模様があらはれ、やゝもすれば物を嚙まうとし

上表の二十枚は、滿二ケ年半頃までに生え揃ふもので、七八歳となれば抜け代つて永久齒が生える。永久齒は、前の二十枚に、大齒八枚、智齒四枚の加はつたもので、三十枚である。

口 生齒期の注意

圖解 齒の神經
 (1) 眼と耳と頭とに通ずるもの
 2 上顎骨神經 3 下顎骨神經



二 離乳

つてやる。また護謨板等を嚙ませて、乳齒の發生を促すもよい。

離乳は急でなく漸次にすべきもので、其の時期は、乳兒の體質と發育の狀態によつて一定しない。早過ぎれば乳兒に悪く、遅過ぎれば乳兒に害ある上に、母親を衰弱させる。先づ乳齒發生の頃から、離乳の準備を始めて、漸次に普通の食物に代る様につと

て乳首を傷けることがある。か

ういふ際には、毎日入浴させて皮膚の機能を勵まし、身體を安靜に保ち、神經を刺戟せぬ様注意する外、硼酸水・食鹽水等を柔い白布かガーゼに浸し、之を指に巻いて、度々齒齦を軽く摩擦し、又、口中を拭

洋式小兒室



める。最初は、葛湯^{クワトウ}・稀粥^{クワカユ}・スープ等を與へて、哺乳の度數を減らし、満一歳の頃から、牛乳・半熟卵粥等を加へ、齒が揃ひ、唾液^{ハダキ}の分泌^{ブンビツ}の盛んになつた頃、全く離乳すべきである。それで全くの離乳は、一ケ年半後二ケ年頃で、それも盛夏又は乳兒の健康に異狀ある時を避けねばならぬ。

離乳後は、前記の食品以外に、消化し易い魚肉・野菜・米飯等を與へる。菓子は一ケ年頃から、カステラ・ウエーファー・ビスケットなどを與へるがよろしい。

第四章 小兒

第一節 養育

小兒期に入れば、子供は漸次に自動的となつてくるから、食物を

始め、衣服居室の適當なのを給與するは勿論、運動、睡眠等に對して、特殊の注意を拂はねばならぬ。

一 食物

イ 漸く消化器が整ひ、消化液の分泌も盛んになつてくるから、食品を狭く制限する必要はないが、刺戟性の強いもの、冷熱に過ぎるものを避けねばならぬ。

ロ 消化し易いやうに、専ら調理に注意し、調味を變化して、食物に好嫌ひのできることを避け、食慾の不同を調節して、胃腸を損することのないやうにせねばならぬ。

ハ 朝晝晩の食事の外、一・二回の間食を加へてもよいが、時を定めず食物を與へてはならぬ。

ニ 食事の際は、姿勢を正し、喧騒、不行儀を避け、急がずによく咀嚼させ、顔手足口中等を清潔にせねばならぬ。

二 衣服

イ 小兒は成長が速いから、衣服は質素輕便を旨とし、又衛生に留意して、活潑な運動を妨げぬやうにする。

ロ 廣い筒袖、簡単な洋服がよろしく、腰揚帶、附紐等に注意して、胸部を緊縛せぬやうにする。

ハ 厚着は皮膚を弱くするから、出来る丈薄着に慣れさせ、頭巾帽子は軽く緩く、足袋、履物は稍大きくする。

ニ 常に衣服を清潔にし、洗濯に便利な前掛、上張等を着せる。

三 運動

イ 生後八、九ヶ月の頃から匍匐を始め、十五、六ヶ月頃には、歩行が出来るやうになる。歩行は、熟練に俟つべきものであるから、小兒の手を引いてむりに歩行を促してはならぬ。圖のやうな滑走圓轉機、歩行吊帶等を用ひれば、安全である。



小兒用雜服の圖

圖解 初期歩行の安全訓練(1. 滑走圓轉機。2. 歩行吊帶。3. 圓轉機。4. 木製小兒園ひ。

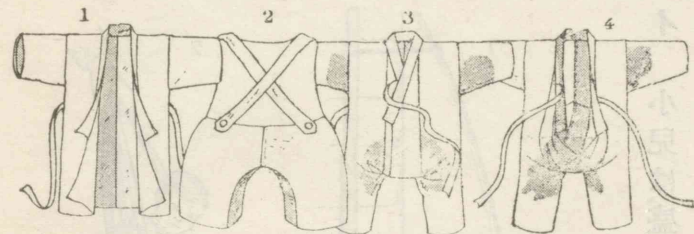


イ 小兒は、盛に心身が發育する爲め、充分な睡眠で休養させる必要がある。周圍を靜にし、夏は涼しく冬は暖かにし、蚤・蚊の害

充分歩行に慣れたら、柔い靴や草履を穿かせ、晴天には、適宜に戶外を歩かせる。
ハ 四・五歳になれば、なるべく多く戶外に出し、危険なことや粗暴なことのない限り、あまり干渉しないで、自由に行動させる。
四 睡眠

小兒盛に
睡眠

圖解 小兒用寢衣 (1) 普通衣。 (2) (3) (4) 寢冷え知らず



を防いで、熟睡させねばならぬ。
口 寢衣には、軽くて暖いものを寛かに着せ、殊に腹部の冷えぬやうに、寢冷え知らずを用ひるがよい。

ハ 睡眠の時間は、十二・三時間の外、晝寢をさせて、睡眠不足にならぬ様にせねばならぬ。

ニ 毎夜就蓐シヨウソの前に、必ず顔・手足を洗ふ良習を養ひ、又よく寢具に注意せねばならぬ。

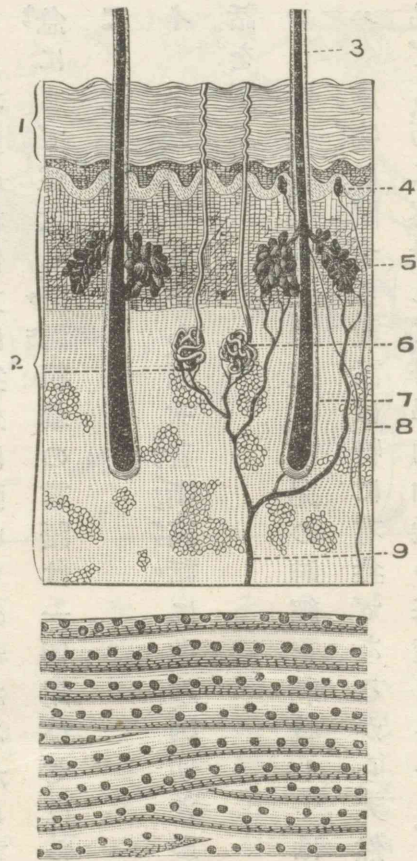
五 入浴

イ 入浴は、皮膚の不潔を除くばかりでなく、心身に活氣を興へ、小兒に著しい效能がある。

夏は毎日、冬も隔日位に入浴させるがよい。

口 湯が熱過ぎるのは有害である。浴後は、

圖解 上、皮膚の解剖 (1) 表皮。 (2) 真皮。 (3) 毛。 (4) 神經末梢。 (5) 脂腺。 (6) 汗腺。 (7) 毛根。 (8) 神經。 (9) 毛細管。 下、皮膚の表面の一部を拡大したもの。



顔と手とをよく洗ひ、頭髮を梳ケり、尙ほ冷水摩擦等を行はせて、つとめて皮膚の抵抗力を強くする。

第二節 保育

幼兒の保育は教育の基礎で、家庭教育の本源である。幼兒の天

性に基づき、周囲の事情に鑑み、人生初期の知識技能の習得、及び徳行の萌芽を啓發することに努めねばならぬ。

一言語

イ 言語は、模倣で發達するものであるから、幼兒の周圍にある母親の他は、常に簡明で、その上、立派な言語を用ひねばならぬ。

ロ 幼兒の模倣力は、案外に強いものであるから、言語の抑揚緩急にまで注意し、野鄙粗暴の言語は一切用ひてはならぬ。

二 説話

イ 卑近の事實から、漸次昔噺、寓話に進み、適切なお伽噺、外國童話を選ぶ。

ロ 興味を偏重し、過度に小兒の神経を刺戟してはならない。

ハ 庶物に關する説話は、特に有益であるから、天然物でも人工品でも、巧に解説して、科學的知識の基礎を與へる。

三 遊戯

イ 小兒は、活動して靜止することなく、愉快に日を送る。

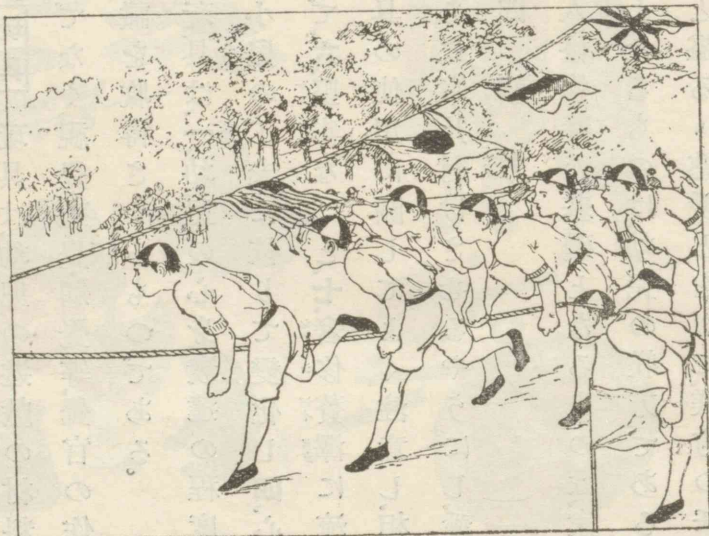
その間に體力を増し、共同和樂の眞情を覺り、色々の知識を收得するものであるから、よく遊戯の指導に注意せねばならぬ。

ロ 殊に戶外遊戯は、身體の健康を増すほかに、精神を爽快にし、自然物の觀察に慣れさせ、又徳性を涵養する。

ハ 遊戯は、危険なことの無い限り、なるべく干渉しないで自由

圖解 小兒の戶外遊戯

鬼戲・環廻・旗取・環投・競走・綱曳等



にまかせるがよい。

玩具 玩具は、幼兒の遊戯の材料となり、心を樂しませるばかりでなく、視覺・聽覺・觸覺等、覺官の作用を發達させ、兼ねて色々の知識を收得させるものである。

玩具は、一、幼兒の心身發達の程度に適し、二、小兒の嗜好に適ひ、三、小兒の工夫に依りて變化し、四、心情の陶冶を資け、五、衛生上安全で、六、堅牢なこと、七、奢侈贅澤に流れぬこと等を條件とする。玩具の使用に關してよく注意し、相當の容器を與へて、使用後は直ちに取片付けさせるやうにし、愛護・整頓等の良い習慣を養ふ。

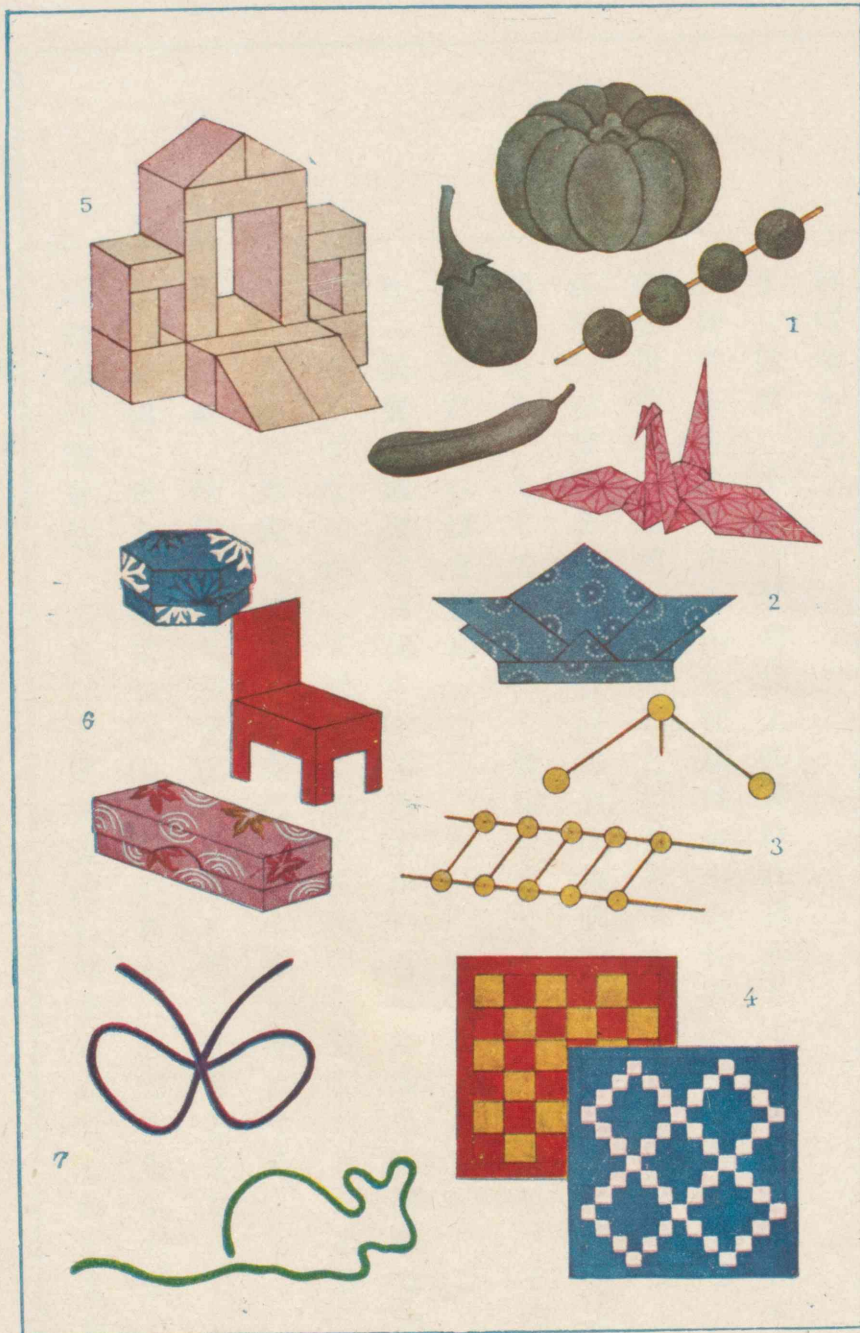
四 躰方

人格修養の基礎となるものは、家庭教育であり、家庭教育の基本となるものは、幼兒の躰方である。母親たるものは、細心の注意と溢るゝ慈愛とを以て、躰方の任に當り、品性陶冶の效を全うせ

例の玩具



物工細の兒小



1 粘土細工
 2 たまみ紙
 3 豆細工
 4 組板
 5 積木
 6 厚紙細工
 7 組紐

ねばならぬ。

イ 從順 小兒は、父母・長上に養はれ、導かれて、はじめて立派に成長するものであるから、從順は最も大切な小兒の徳である。命令・指導は、(一)道理に適ふこと、(二)愛を以てすること、(三)父母・長上が同一の步調をとること、(四)命令は報酬を約束せぬこと等が、大切である。そして、なるべく獎勵を多くして、禁止を少くするやうに注意せねばならぬ。

ロ 誠實 誠實は、百徳の本であるから、言行に虚偽表裏のない様、戒めねばならぬ。又過ちて改める美徳を、賞すべきである。

ハ 克己 勇氣を鼓舞して、克己忍耐の徳を養はせる。

ニ 規律 秩序を守り、規律を正しくし、整頓を旨とする。

ホ 禮儀 正しい禮儀は正しい心のあらはれであるから、正しい禮儀作法を教へて、良い習慣を養はねばならぬ。しかし、よく

幼兒の心身の發達の程度を考へて、天真爛漫の美をそこなはぬやうにするがよい。

へ 勤儉 幼時から、無性怠慢の習癖を矯め、奢侈贅澤を戒め、質素儉約の趣旨を實行させねばならぬ。

ト 賞罰 賞罰は、善を獎め、惡を懲すといふ趣旨にかなふやうにせねばならぬ。(一)公平なこと(二)妄りに行つてはならぬこと

(三)即時に行ふこと(四)罰を軽くして賞に重きをおくこと等に注意する。

右の外、周圍の事情に注意し、殊に朋友の感化の著しいことを忘れてはならぬ。

第三節 疾病

小兒は、身體の組織が軟弱であるから、とかく氣候の變化、空氣の

不潔、榮養不良等のために、病に罹り易い。そして小兒は、自ら病氣の容態を訴へ難く、且概ね病勢が速かに進むから、母親は常に我が兒の身體に注意し、異狀の現れた際には、速かに適當の處置を取らねばならぬ。今左に、普通の小兒病の大要を述べよう。

一 消化不良 初生兒哺乳兒に最も多く、乳を吐き、青便を通じ、安眠し得ぬ等はその徴である。哺乳量の過多、乳汁の過濃、哺乳器の不潔、哺乳後の不注意或は乳汁の腐敗に基づく事が多い。

二 驚口瘡 哺乳兒の口内が不潔の爲め、細菌が寄生して起る。最初は、舌面・口腔粘膜に白色の點を生じ、又腫れて赤くなり、口中が乾く。重症は、白點が漸次に擴がつて咽頭に及び、發聲を妨げ、青便を通じ、手足冷えて發熱、咳嗽、呼吸困難等を起す。乳汁の不良、空氣、乳房、哺乳器等の不潔は、本病の原因となる。

三 百日咳 流行性の小兒病で、感染が頗る速く、大抵數ヶ月間

病むので、此の名がある。 烈しい咳嗽が出て、その發作中は顔面が眞紅になり、涙を流し嘔吐を催し、甚しいものは、苦痛の状、見るに忍び難い。 肺炎等の餘病を起し易いから、注意せねばならぬ。 豫防法は、患者に近づかせぬことと、風邪をひかせぬことである。 看病法は、室内を温めて濕氣を保たせ、吸入法を施すがよい。

四 實扶的利亞 始は咽頭に白い斑點ができ、次第に擴がつて氣管内に白色の義膜を生ずる。 劇烈な傳染病で、感染が速かであるから、直ちに醫師の血清注射を受けるがよい。

五 麻疹 傳染病の一種で、最初は、感冒のやうに甚しく發熱し、顔面赤く、噴嚏、咳嗽、涙液が出て、頭痛を起すと共に顔面に發疹し、次第に全身に及ぶ。 この病は、特に身體の冷えることを忌むから、保温に注意し、全快後も一・二週間は、外出させぬ方がよい。

六 痘瘡 發熱に始まり、嘔吐、頭痛を催し、遂に發疹する悪性の

乳兒死亡原因別

(大正十一年)

種別	男	女	計
畸形及先天性弱質	三五、二五二	三〇、四〇〇	六五、六五二
下痢及腸炎	三三、六四三	二七、八六三	六一、五〇六
肺炎及氣管支肺炎	二四、〇九	二〇、四六五	四四、五六四
腦膜炎	一四、一五五	一一、〇九六	二五、二五一
急性氣管支炎	八、八四〇	七、五五一	一六、三五九
脚氣	四、七六一	四、二九六	九、〇五七
慢性氣管支炎	四、六五一	四、〇九六	八、七四九
微毒	三、〇〇九	二、八六五	六、一七四
癩疹	二、一〇六	二、〇〇三	四、一〇九
百日咳	一、七五三	二、一〇九	三、八六二
胃の疾	一、八四四	一、六六七	三、五一一
腎臟炎及ブライト氏病	一、七四九	一、四〇八	三、一五七
皮膚及運動器の疾患	一、三〇〇	一、二二三	二、五二三
腹膜炎	一、一四〇	九六五	二、一〇五
外傷	一、〇九九	一、〇九六	二、一八七
心臟器質疾患	八九六	七七一	一、六六七
流行性感胃腸	八四三	六七三	一、五一七
脱腸	八二六	三九	一、二二五
結核性腦膜炎	五四八	四四四	一、〇〇二

此の他不明不詳の原因を除く。

兒童平均體格

年齢	體重		身長		胸圍	
	男	女	男	女	男	女
四週間	三、八〇〇	三、八〇〇	五三・五	五三・五	三三・〇	三三・〇
二月	四、三三三	三、八七〇	五三・九	四九・〇	三三・〇	三五・三
三月	五、一一九	三、四〇〇	五五・九	五〇・〇	三三・六	三五・〇
四月	六、二四七	五、三九一	五八・八	五三・二	三三・〇	三五・五
五月	六、六七六	六、六四七	六一・五	五三・四	三三・〇	三五・三
六月	七、〇三六	六、三三三	六一・三	五三・四	三三・〇	三五・三
七月	七、二四一	六、八三六	六一・三	五三・四	三三・〇	三五・三
八月	七、三二四	七、九九三	六一・三	五三・四	三三・〇	三五・三
九月	七、五〇〇	七、二二三	六一・四	五三・四	三三・〇	三五・三
十月	七、八三三	七、〇五五	六一・四	五三・四	三三・〇	三五・三
十一月	八、三〇〇	七、三九五	六一・四	五三・四	三三・〇	三五・三
一年	八、一〇八	七、八〇八	六一・八	五三・七	三三・〇	三五・三
一年半	九、二五	八、一八九	七〇・〇	五三・七	三三・〇	三五・三
二年	九、九六	九、一〇一	七四・〇	五三・七	三三・〇	三五・三
二年半	一〇、九三	一〇、六三六	七六・三	五三・七	三三・〇	三五・三
三年	一二、〇九	一一、八三三	七八・八	五三・七	三三・〇	三五・三
三年半	一三、九六	一三、三三三	八二・八	五三・七	三三・〇	三五・三
四年	一四、三八	一三、〇六	八六・〇	五三・七	三三・〇	三五・三
四年半	一五、〇七	一四、七二	八八・一	五三・七	三三・〇	三五・三
五年	一五、二二	一四、七六	八九・七	五三・七	三三・〇	三五・三
五年半	一五、〇一	一五、〇七	九〇・三	五三・七	三三・〇	三五・三
六年	一六、〇〇	一六、〇六	一〇一・八	五三・五	三三・〇	三五・〇

第一期^x 出生より翌年六月に至る間、但し不善感なる時は、翌年六月に至る間に更に種痘を行ふ。第二期 數へ歳十歳、但し不善感なるときは翌年十二月に至る間に於て更に種痘を行ふ。定期前二年以内に善感したる種痘は第二期種痘と看做す。

傳染病で、この病に罹ると、死亡するか、或は痘痕^{痘痕}を残すかであるが、幸に豫防の種痘がある。

種痘^x 法令上、必ず第一期と第二期とに行はねばならぬ。生後

三、四ヶ月乃至五、六ヶ月迄の間は、最も種痘に適してゐる。しかし天然痘流行の際には、生後一ヶ月以内でも種痘を施してよい。

七 痙攣^{ケイレン} 消化不良發熱、神經の刺戟等の原因で、突然起ることがある。主に弱い小兒に起るもので、全身の筋肉が引き釣つて

顔色が蒼白となり、時に喪神^{サウシン}する。此の際は、小兒を靜かに仰臥させ、帶を解いて着物を緩かにし、顔面に冷水を噴きかけ、頭部に

冷罨^{レイオン}法を施し、又、脚部に芥子泥^{カイシニ}を貼り、醫師の來診を待つがよい。

八 腦膜炎 發熱して嘔吐や頭痛を催し、食欲減じ、屢痙攣^{ケイレン}を起し、身體を疲勞させる。經過は一様でないが、小兒病中最も恐るべき病であるから、早速^{サツソク}醫師の治療を乞はねばならぬ。四五歳

Table with multiple columns and rows, containing faint text and possibly a diagram or chart. The text is mostly illegible due to fading.

迄が最も多く、重いのは殆ど回復の見込がなく、辛うじて回復しても、或は盲目となり或は白痴となることがある。

九 疫痢 七八歳までの小兒に多い、猛烈な急性の傳染病である。下痢に始まり、嘔氣腹痛を催し、四十度以上の高熱を發して粘液便を通じ、やがて痙攣を起して昏睡状態に陥り、多くは發病後二十四・五時間内に死去する。夏秋の頃は、特に飲食物、寢冷えに注意せねばならぬ。不幸にしてこの病に罹つたときは、速かに醫師の來診を乞ふべきである。

第五章 子女

第一節 母の責務

尋常小學校で義務教育を了へ、中等程度の教育を受ける頃は、漸

く學校教育に重きを置くけれども、家々に特別な事情があり、各人に特種の素質があるので、やはり家庭教育によらねばならぬものが多い。中にも訓練、躰方等は、父母の權威と慈愛とに基づかねば、良好な結果が得られない。かつ家庭は、學校で習つた知識技能を實地に行ふのに、最も良い場所と機會とを與へるものである。かうして子女は、父母の恩愛に感激して、家庭を慮り、自己を重んずる念を生じ、名を揚げ、家を興さうと努め、社會國家に盡すべき有爲の人物となることが出来る。

子女教育に對する家庭の任務は頗る重い。殊に母親は、家居して子女に接する場合が多く、かつ性質上、子女の品性陶冶に關して、父親よりも一層重い責任をもつものである。

第二節 家庭教育

家庭教育は、少年期と青年期とて、その標準を異にする。

少年期では、主に学校教育の缺陷である個別的の取扱を實行し、各學科に互つて子女の長所短所をよくしらべて、指導の参考にすることがよい。殊に理科・博物等の實驗的學科は、家庭の指導に依つて、眞の理解と興味とを與へることができる。青年期には、最も品性の陶冶に注意し、交友・讀書等を選択させねばならぬ。特に適當の機會に於て、性に關する知識を嚴肅に授けることが必要である。

今、左に家庭教育にたづさはる母親の注意の概要を述べよう。

- 一 讀書 讀書を好む習慣を養ふべきことは勿論であるが、書物の選擇を謬り、又は濫讀・耽讀をさせてはならぬ。適當な書籍を選定し、又讀書時間を適當に與へる。
- 二 書翰 受取葉書等は、子女に代筆させるがよい。又子女と

學友等との手紙の往復には、適當に監督せねばならぬ。

三 簿記 賄帳の記入、通帳の突合せ、現金帳の計算、月算表、年計表の下拵に當らせて、家計整理の實際を覺らせる。

四 接客 來客に對する取次・挨拶等を適宜に習得させる。座作進退の敏捷・優雅なるやう、躰けねばならぬ。

五 遊戯 無邪氣な室内遊戯はよいが、圍碁・將碁・骨牌等には注意を要する。戶外遊戯は、子女の體質・氣質を考へて、種類を選択せねばならぬ。遊戯に關して、最も注意せねばならぬことは、娛樂に耽つて課業を怠り、熱中の餘り、言語・動作が粗野になるの類である。

六 音樂 女子のたしなみとして、琴・三味線・ピアノ・ヴァイオリン等の樂器に親しませるはよいが、師匠の選擇、費用・風儀の點等に注意せねばならぬ。

圖解 插花(右より池ノ坊流遠州流小笠原流)



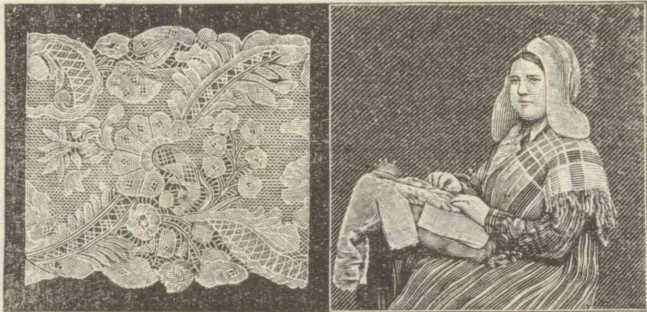
忠實節約・秩序等の徳性を修養させる。

- 七 插花 活花には色々の流派がある。一技として習得するに易く、又上品な娛樂ともなる。
- 八 茶の湯 その由來をわきまへて、質素を旨とし、座作進退に趣あるやうにすることが肝要である。
- 九 煎茶 煎茶を用ひる場合は多いが、兎角無雑作に流れ、茶の品種をも顧みぬは、無趣味の至りである。普通茶番茶・玉露茶に就いて、一應その用ひ方を心得て置くがよい。
- 一〇 調理 食物を實地に調理させて、來客の食品の見計らひ



琴 彈 湯 の 茶 奏 彈 ノ ヤ ビ

圖解 手藝の一
(レースの編製
とレース)



について相談し、日々の獻立コトダテを作らせるなどは、練習として效有

るばかりでなく、主婦の苦心を了解させ、又食物調理の實際に對する興味を起させる。

二 裁縫 なるべく實用向の衣類をつくらせ、強シひて早縫ハヤヌイをさせないで、優雅と丹念ダンネンの心とを養ふにつとめる。

三 手藝 刺繡・編物を始め、袋物・組絲・造花、その他種々の細工物等がある。器用・不器用を考へ、好みに應じ、かつなるべく實用的なものを選んで習はせるがよい。

イ 刺繡は、切地キヂの品位を高め、又廢物同様の小切を利用することができ、かつ手輕で、模様・色彩を自在に繡出ヌイダスすることが出来る。

園藝植物



- 1 キュウフエア
- 2 ダーリア
- 3 アネモネ
- 4 シクラメン
- 5 ヤグルマテンニンギク
- 6 テンジクアフイ
- 7 シネラリア
- 8 ヒヤシンス
- 9 カルセオラリヤ
- 10 フロクス
- 11 アメリカセンノウ
- 12 ノウゼンハレン
- 13 カーネーション
- 14 スキートビー
- 15 チュウリップ
- 16 ランタナ
- 17 カンナ
- 18 フリージャー

13 カーネーション
14 スキートビー
15 チュウリップ
16 ランタナ
17 カンナ
18 フリージャー

育兒篇 子女

哭

ロ 編物は、輕便で談笑の間にも出來、かつ元來實用向のものであるから、適宜の品種について、編方を習得熟練させるがよい。帽子、花沓、靴下、皿敷、卓子、掛等がある。

三 洗濯 方法と器具との改良に依つて、不便を除く事が出来る。衣服の清潔保存に關係が深いから、簡便な手段で、充分に効果のある様にとめねばならぬ。

四 洒掃 第一歩の家務手傳として好適である。家庭の管理に必要な清潔整頓に關係が深く、又勤勞の大切なことがわかり、努力を厭はぬ良い習慣を養ふ。しかし、子女の體質課業などについて、考へてやらねばならぬ。庭園の掃除、草取等も、趣味と運動とを兼ね得るものである。

五 栽培 花卉、蔬菜の栽培には、家庭的趣味が伴ふ。觀賞用の花卉は、土産と外産とに分れ、其の種類が多い。或は花を賞し、或

は葉を愛し、或は枝振樹状を賞して、愛玩の趣旨は、一樣でない。栽培し易いものを選び、栽培の方法を指導し、花卉を育成する趣味をさとらせる。蔬菜は、主に食用となるものであるから、おのづから栽培の趣旨も異なり、風味を賞し、珍物を誇るも面白い。

第三編 看病

第一章 看護

第一節 婦人と看病

「人は病の器なり」との古語がある。どんなに衛生の道が開けても、疾病の難を免れる事は出来ないから、治に居て亂を忘れずといふ古語のやうに、吾等は常に病時の用意がなければならぬ。殊に病を治するは、一に看病、二に薬で、實に看病が大切である。婦人は、家庭の天使、家族の慰安者として、家族が病氣にかゝらぬやうに、又病人の爲には、病苦を出来るだけ軽くするやうにつとめねばならぬ。故に主婦たる者は、看病法の大要を心得、病人が

出来た時は、適當の醫藥に依り、意義ある看護を盡さねばならぬ。

第二節 醫師の招聘

醫師に關しては、其の選擇を慎み、厚く信用せねばならぬ。

イ 住宅附近の醫師中、學識深く、經驗に富み、世間に信用ある人を選び、主治醫とすること。

ロ 専門醫を要する病症の場合は、主治醫と相談の上、立會醫を招聘すること。

ハ 醫師を招く時には、必ず先づ病人の容體の概要を、書面・電話又は口頭で知らせること。

ニ 一旦醫師に依託した以上は、みだりに醫師を換へ、又は自己の意見で命令を變へぬこと。

尙ほすべて病氣は、早目に醫師の診察を受ける事が必要である。

専門醫 内科・外科・眼科・耳鼻咽喉科・小兒科・産婦人科・皮膚科・泌尿科等

第三節 看護の心得

主婦及び其の補助者は、親身の看護者として、熱誠同情に不足がなく、病人に對して頗る有益であるが、その上深い思慮と敏捷な動作との必要な場合が多い。今左に、看護者の心得を挙げよう。

イ 病人は、大人も子供のやうになるものであるから、柔和と忍耐とが必要である。しかし或程度の厳しさを具へねばならぬ。

ロ 病人の信用・信頼を受けることは、看護の基礎である。

ハ 精神の慰安につとめ、幾分なりとも病苦を忘れさせる事は、回復を速かにするよい方法である。

ニ 看護者は、醫師の命令をかたく守らねばならぬ。

ホ 看護日誌を作つて、醫師の参考に供する。

ヘ 醫師來診の際は、その命令に従ひ、手助けをする。

豫後とは醫師が診断した以後の経過のこと

日光の直射は病室にとりては有利である。頗る病室の水により病人の希望に従ひ、日除・窓掛等に依りて適當に調節する必要がある。燈火に就いても適當の扱が肝要である。

ト 診察後は、別室で薬用攝生等に關する指圖を受ける。

チ 看護者は、病人の面前で、豫後をたづねてはならない。

リ 看護者は、自己の衛生にも注意して、熱心に心よく、事に當らねばならぬ。

第二章 介抱

第一節 居室・衣服・臥床

一 居室

イ 位置 居室は、閑靜で、日當のおだやかな、空氣の流通のよい處を選ぶ。

ロ 廣さ 六疊敷以上の廣さで、なるべく天井の高いがよい。

ハ 備品 室内には、看護上必要の器具と、病人慰安の物品とを

煽風器は衛生上面
白くない。

備へ、かつ多少の裝飾を加へる。

ニ 掃除 清潔整頓に注意し、又毎日一回乃至三回、十五分間以内換氣を行ひ、尙ほ臭氣・塵埃の生じた時は、其の都度換氣を行ふ。

ホ 温度 普通攝氏の十五度乃至十八度が適當で、劇變のないやうに注意する。室内を暖めるのに、火鉢・煖爐等を用ひる場合は、空氣の乾燥を防ぐために、鐵瓶・金盥等に水を入れてかけ、又は濡れた布片を適當な處にかけて蒸氣を發散させる。又涼しくするには、氷塊を盥に盛つて臥床の近くに置くか、或は病室前の庭に水を撒くがよろしい。

二 衣服

イ 選擇 輕くて軟い地質を選び、寬かに仕立てる。

ロ 清潔 汚れ易いから、屢洗濯し、或は消毒を行ふ。

ハ 更衣 なるべく病體を動かさぬ様に注意する。

三 臥床

イ 位置 臥床は、室の中央に設けるがよい。止むを得ぬ時には、左右並に足の方を明けて、看護に便利なやうにする。

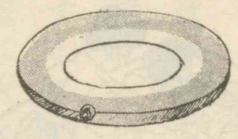
ロ 寢具 白布で覆ひ、清潔を保たねばならぬ。敷蒲團は、二枚を重ね、肌付の方には、殊に軟くて厚いのを用ひる。掛蒲團は、輕くて軟かな毛布羽蒲團等がよろしい。枕は、括り枕・空氣枕がよく、熱病者には、氷枕を用ひる。枕掛敷布は、殊に汚れ易いから、時々取換へねばならぬ。



圖解 病褥敷布
の取換へ

ハ 就褥 特別に醫師の指圖がなければ、横臥、仰臥、いづれでも病人の自由にし褥瘡の豫防として、時々寝返りをさせる。

ニ 褥瘡 褥瘡は主に肩肘臀部などにでき、そのために病苦を増すことがある。褥瘡の兆候が現れたときには、褥瘡除枕を用ひ、又よく病衣褥布の皺襞を伸し、局部にアルコールを塗る等、速かに手当を加へ、醫師の指圖を受けねばならぬ。



第二節 食物

食物は、醫師の指圖に基づき、病症に従つて品質分量時刻を定めねばならぬ。即ち常食で差支のない者、消化し易い食品に限られる者、流動食物のみを用ひる者等がある。尚ほ食物に就いて注意す

圖解 褥瘡除枕
(左綿製右ゴム製)
易消化性食物
粥・半熟卵・刺身・叩き肉
準易消化性食物
食パン・米飯・ビスケット・豆腐
流動食物

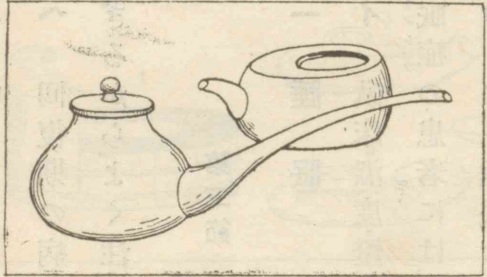
粥(米一、水五)
塩(三指)
重湯(米、水)
塩少々(味噌)
スープ(野菜、肉類)
肉類(魚、肉)
卵(煮、炒)

セリ(セリ、五分)
卵(煮、炒)

牛乳・生卵・粥
汁・葛湯・水飴

アイスクリュー
半熟卵

圖解 長嘴蓋



べき要項は、左の如くである。

イ 病人は、食物に飽き易いものであるから、品種調理配合に注意し、嗜好にかなふやうにして、食欲をすゝめ、つとめて滋養分をとるやうにせねばならぬ。

- ロ 病人が希望しても、醫師の同意ないものは、少しでも與へてはならぬ。
- ハ 食事は、一日三回乃至六回が適當である。一時に多量を與へてはならぬ。殊に胃腸の病氣には、少量づつ數回に分けて與へる。
- ニ 食事のため、身體の安靜を破らぬやうに氣をつけ、頭を擡げ得ぬ重病人には、匙、急須、長嘴蓋、硝子管等で飲食させる。
- ホ 食事の前後には、必ず口を嗽がせるがよ

ろしい。
へ 回復期の病人は、大抵、食慾が大に進み、やゝもすれば食べ過ぎるから、よく注意せねばならぬ。

第三節 睡眠・便通・入浴

一 睡眠

- イ 臥床・温度・燈火等に注意し、靜かに安眠させねばならぬ。不眠症の患者には、特に大切である。
- ロ よく睡眠の有様を觀察し、過睡其の他の異狀があれば、速かに醫師に告げる。
- ハ 患者の安眠中には、檢温・服藥・食事等を見合せるがよい。
- ニ 便通
- イ 便通の度數・色・分量・臭氣・硬軟等を檢べ、醫師の參考に供する。

健康成人

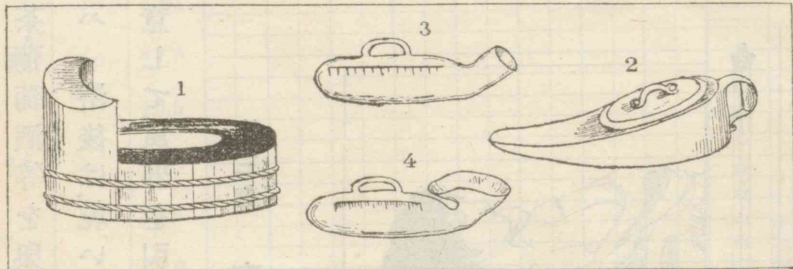
便 百 百 三回

尿 百 百 六回

病氣人ノモツ
長湯熱湯
十分粒

圖解 便器
1 虎子。2 挿込便器。3 男子用受尿器。4 女子用受尿器

入浴には全身浴と坐浴とがある



ロ 歩行の出來ぬ病人には、大便に虎子又は挿込便器を用ひ、小便には受尿器を用ひる。

ハ 便器の下には、油紙を敷いて蒲團の汚れを防ぐ。

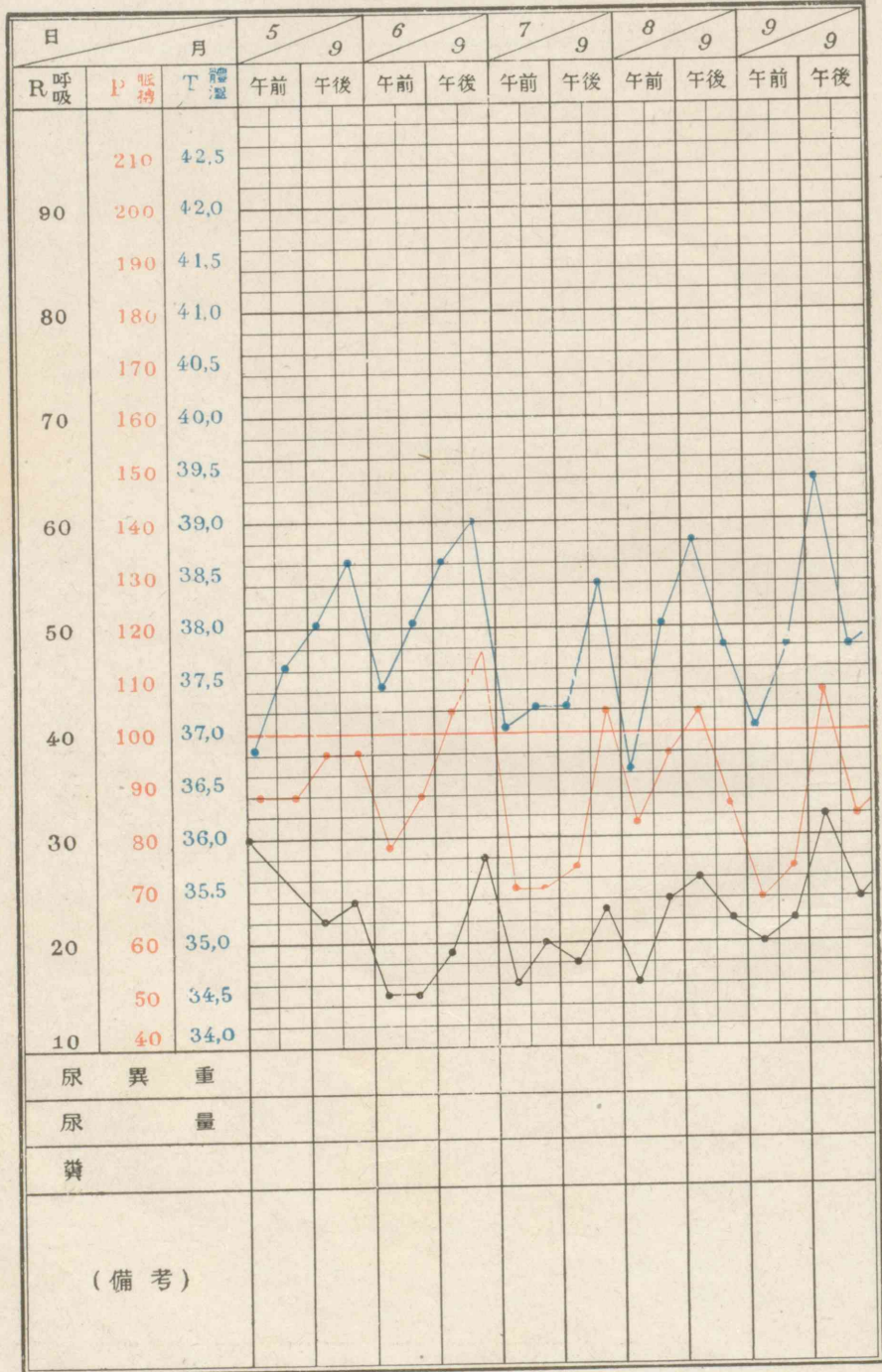
ニ 使用後は、直に便器を室外に出して洗ひ清め、室内には換氣を行ふ。

ホ 便通の際には、寒冷等の不快の感じを與へぬやうに心懸けるほか、遠慮の心持を抱かせぬ様にせねばならぬ。

三 入浴

イ 入浴は、病者に爽快な感じを與へ、治療上大に効果がある。
ロ 入浴の際、疲勞或は眩暈を催したときは、

體 溫 表



第三章 病狀觀察



圖解 體溫測定と檢溫器

看護者は、病人の狀態を觀察して、病床日記に記載し、醫師の參考に供せねばならぬ。主なる記載事項は、體溫・脈搏・呼吸・便通・睡眠等、之に患者の特別狀態を加へる。

一 體溫 健康體の溫度即ち平溫は攝氏三十六度五分乃至三十七度五分で、之以上昇れば發熱、

茶・葡萄酒等を與へて、元氣を回復させる。ハ 浴後は乾いたタオルで手早く身體を拭ひ、衣服・被衾等に注意して、風邪を引かぬやうにせねばならぬ。

腸チフスは體温の割合に脈搏が増加しない。
呼吸は胸部に軽く手を當て、一分間に上下する胸廓の

三十五度以下は虚脱キョダツの徴である。留點檢温器リウテンケンオンキは、體温を測るに便である。檢温の際は、檢温器の水銀を三十五度以下に振り下げてから、腋アキの下に一定時間一分五分挿んでおく。若し病人が、發汗して居る時は、乾布で腋の下を拭ふ。檢温の時刻は、通常朝夕二回午前八時後である。

二 脈搏ミヤクハク 一分間に、大人は六十五搏乃至七十五搏が普通である。婦人は稍多い。小兒は、甚だ多くて、初生兒は百四十搏、五歳の小兒が一百搏内外である。脈搏は、運動、入浴、或は精神の興奮によつて増加し、又多く發熱に伴つて増加する。脈搏が多過ぎるか、不同であるか、或は弱過ぎたり、體温に伴はぬ場合は、容態の重いことを示すものである。

三 呼吸 大人は、一分間に十六回乃至二十回で、初生兒は、四十回乃至七十回を算算へる。病症に依り、四十回から八十回、甚しき

数を算へる。

は百回以上に及ぶものがある。病人の呼吸の回数が多過ぎたり、不同であつたり、或は胸や肩を烈しく動かし、鼻音を伴ふなどの場合は警戒せねばならぬ。

四 便通 便色、回数、分量、硬軟、臭氣等に注意し、異状があれば醫師に報告する。

五 睡眠 不眠、過眠又は睡眠中、夢に惱まされて時々目さます等の睡眠状態には、注意せねばならぬ。

第四章 手當

第一節 普通手當

一 咳嗽 静かに背をさする。消毒液を入れた唾壺（タシツボ）を用意し、痰を吐く際には、それを口の前に持ち行き、一方の手で病者の額（ヒタヒ）

を支へる。此の種の患者には、稍、枕を高くし、或は半臥の位置を取らせる。

二 嘔吐 嘔氣を催した時は、衣帯を寛め、大きな受器を把つて口の前に當て、右手で静に背を擦るがよい。嘔吐した時は、必ず冷水で口中を洗はせる。吐出した物は速かに室外に出して、その色、分量、臭氣等に注意する。

三 腹痛 病人を安臥させ、腹に溫罨法を施すか、或は芥子泥を貼る。食物は、葛湯粥汁等の流動物を與へる。

四 發汗 發汗の際は、衣類を脱ぎ去らぬ様、又決して臥褥を離れぬ様に注意する。發汗し終れば、直に乾いた手拭で全身を拭き、衣服や褥布をとりかへて風邪を引かぬやうにする。又發汗中、氣力を失ひ、嘔氣を催すときには、少量の酒類を與へるがよい。

五 衄血 衄血の出る時は、顔を仰むけ、軟い紙片又は脱脂綿で

鼻孔をふさぎ、額と鼻とに冷罨法を施すがよい。

六 咯血カケツ 大抵肺臓又は氣管支の出血で、咳嗽カキに伴ひて咯痰カクタンに混じ、鮮紅色で泡をふくむ。咯血の場合は、靜に就褥させ、胸部に冷罨法を施し、身體を動かすことや聲を出すことを嚴禁し、氷冷水等を少しづつ與へる。

七 吐血トケツ 胃又は食道の出血で、嘔吐に伴ひて食物に混じ、暗赤色或は黒褐色を呈し、固まつて絮狀シヨウをなす。吐血の際には、なるべく安靜に就褥させ、少量の水か氷を與へ、胃部に冷罨法を施す。

第二節 應急手當

突然の發病又は創傷の場合には、狼狽ロウタイすることなく、應急手當を施して、醫師の許モトに急報し、其の來診を待たねばならぬ。この應急手當を忽ユルガせにすれば、遂には救ふことの出來ぬ結果になるこ

とがある。

一 卒倒

イ 腦貧血 卒倒者の顔が蒼白ソウハクい場合は、貧血であるから、頭を低く足を高く安臥させ、衣帶をゆるめ、顔に冷水を吹きかける。

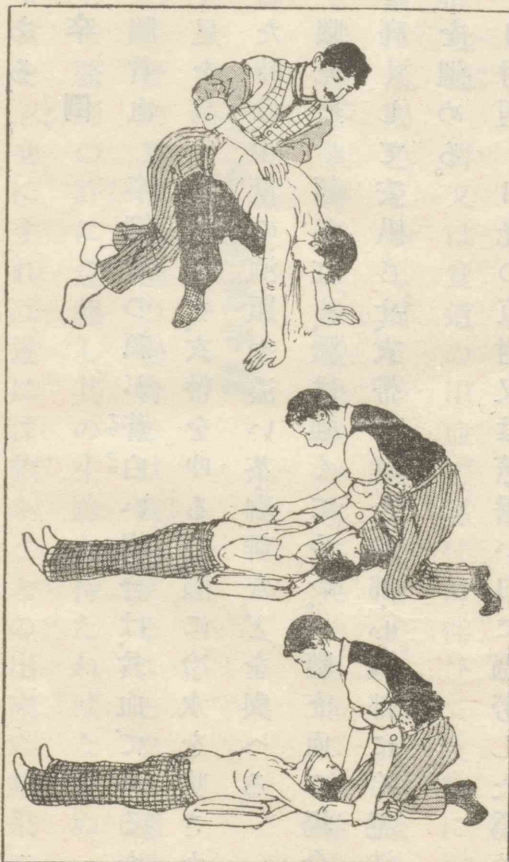
さめた時は、少量の酒類や、濃い茶、珈琲などを與へる。

ロ 腦充血 顔が紅く、脈は強くて少い。腦充血の場合には、頭部を高くして安臥させ、衣帶を解き、頭部・心臓部に冷罨法を施し、足部を温める。

ハ 日射病 日光の直射又は蒸暑い日に過勞した爲め、人事ジツ不省シヨウに陥ることがある。この場合には、涼しい處に移し、衣帶を解き、上身を高くして安臥させ、頭部等に冷水をそゞぐ。さめた時に、多量の冷水を飲ませる。

ニ 窒息チツシツ 有毒ガスを吸つて窒息した場合には、空氣の新鮮な

處に移し、衣帶を解き、人工呼吸を施し、顔胸に冷水を吹きかけて
 さまさせる。咽喉内に食物、玩具等の塞つた場合には、口を開か
 せて、指で引き出すか、或は机等に胸部を當てて、脊部を強く打つ。
 二 溺没 頭部を下げて伏臥させ、脊部を壓して水を吐かせ、次



圖解 上、溺死
 者に水を吐か
 す。中、人工呼
 吸其一。下、人
 工呼吸其二。

に仰臥させて衣服を去り、鼻孔を刺戟し、人工呼吸を施してさま
 させる。さめたならば、毛布湯婆、藁火などで、徐々に身體を暖め
 て回復させる。

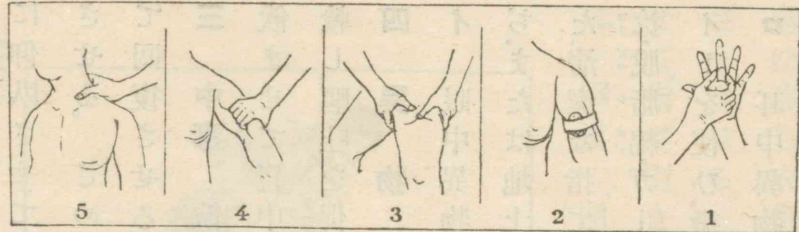
三 中毒 飲食物に中毒した場合には、速かに多量の微温湯を
 飲ませて胃中の毒物を薄め、指頭、毛筆、羽毛等で患者の咽喉を刺
 戟し、嘔吐を促して毒物を吐出させる。

四 異物

イ 眼中異物 眼に異物のはいつた時は、擦すらないで眼を閉
 ぢ、または地上の一点を視つめて居れば、涙と共に流れ出る。ま
 た、清潔な指で上眼瞼を裏返し、下眼瞼を下げて異物をさがし、紙
 捻、脱脂綿、ガーゼ等で取出すもよい。異物の見えぬときは、スポ
 イトを使ひ、微温湯又は硼酸液で洗ふ。

ロ 耳中異物 耳の中に小蟲のはいつた時は、暗い所で、急に燈

圖解 血止法
(1)指。2創口
壓迫。3下肢。
4腕。5上肢)



火に照して誘ひ出す。水のはいつた時は、外耳を下向きにし、紙捻で靜に吸取る。他の固形物の場合には、速かに専門醫に託するがよい。

五 打撲 局部に冷罨法を施して腫起、充血を防ぎ、骨が折れた場合には、決して患部を動かすことなく、醫師に託する。

六 創傷 速かに出血を止め、且、病毒の侵入を防がねばならぬ。創口が小さければ、消毒劑に浸したガーゼを當て、壓迫して血を止め、更に沃度フォームガーゼを當て、亞麻仁油紙で被ひ、繃帶をする。又創口の不潔な場合は、消毒劑で洗ふ。輕微な擦過傷は、絆創膏又はピツクを貼る丈で十分である。創口が大きく深い時は、創口

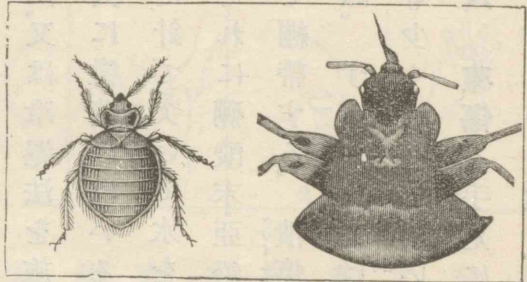
グリセリン・オリ
ツ油等

から心臓に近い所を緊く縛り、血止法を施して醫師を待つ。看護者は、清潔に注意し、手先を消毒劑で洗ひ、消毒布で拭いてから傷處を扱ひ、仕事が終われば、再び石鹼で洗ひ、更に清水で洗ふ。

七 火傷 單に皮膚が赤色を呈したのみの時は、脂油類を塗るか、又は冷罨法を施す。冷水に浸せば、痛みは一時去つても、水と共に微菌のはいるおそれがある。水泡を生じた場合は、消毒した針で突いて水をおし出す。但し、皮膜を取り去つてはならぬ。それに硼酸末、亞鉛華末をふりかけ、沃度フォームガーゼを當てて繃帶する。潰瘍を生じた場合は、醫師の治療をまたねばならぬ。すべて火傷は、空氣に曝さぬ様に繃帶して保護すれば、痛みも少く、治癒も早いものである。

八 凍傷 手足に凍傷を生じたときは、局部を微温湯に浸し、アルコールを塗り、血行をよくせねばならぬ。

圖解 毒蟲の
なる南京蟲



九 螫傷 毛蟲毒蟲等に刺された時は創口から毒を吸出し、附近を緊く縛つて毒液の擴がるを防ぎ、稀アムモニア水で洗ひ、絆創膏を貼る。

二 咬傷 狂犬毒蛇等に咬まれた場合には、患部の上下を血行の止まる程緊く縛り、速かに醫師の手當を受ける。

第三節 危篤者の取扱と
死後の處置

死は人生の最大不幸である。不幸にして病人が危篤に陥つた時には、最も懇ろに最後の介抱を盡さねばならぬ。

一 危篤の前後 危篤の状態は、多くは呼吸が緩かて淺く、脈搏

が早くて弱く、何れも不規則となり、手足冷え、顔色が青白くなる。かういふ際には、速かに醫師・親族其の他に報じ、靜に病褥を整へ、懇切に最後の看護を盡して、安らかに此の世を終らせねばならぬ。尙ほ爵位・勳等ある者の危篤の場合には、速かに官署に届出づべきである。

二 死亡の通知 いよく死亡した時は、速かに親族其の他に通知を發するがよい。

三 死亡の取扱 呼吸絶えた時には、醫師の檢診を受け、死を確めて後、消毒劑で全身を清め、衣服を換へ、眼・口を閉ぢて白布を被ふ。そして、醫師の診斷書を添へて死亡届を戶籍吏に出し、二十四時間後に、手あつく埋葬の儀を行ふのである。

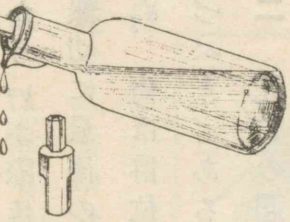
第五章 藥用

藥劑は、醫療上重要なものであるから、服藥の時間分量用法等は、醫師の指圖に従つて、誤りのない様にせねばならぬ。藥劑は、用法によつて、内用藥と外用藥とにわける。

第一節 内用藥

内用藥は、内服すべき藥で、水藥散藥丸藥等の數種がある。

一 **水藥** 藥瓶をよく振つてから、盃或はコップに一回分を正確に注いで飲ませ、嬰兒等には、毛筆に含ませて口の中に入れる。夏季は、藥瓶を冷水に浸して、腐敗を防がねばならぬ。



圖解 滴瓶

二 **滴劑** 滴瓶を用ひ、滴數を誤らぬ様、水又は砂糖水に滴下して飲ませる。

三 **散藥** 水で舌を潤ほし、散藥を舌の上のせ、

水又は微温湯で嚥下させる。重患者及び小兒に對する時、又は飲みにくい藥の時は、オブラートニカハブク膠囊ニカハブクに包んで用ひさせる。
四 **丸藥錠劑** 共に味の悪い藥、又は刺戟性の強い藥を含むから、噛み碎かぬやう、其の儘、散藥同様の方法で嚥下させる。
五 **脂油劑** 飲みにくいものであるから、茶碗に冷水薄荷水などを入れ、その上に浮べて一氣に嚥下させる。

第二節 外用藥

外用藥は、其の用法が様々である。よく醫師の指圖シツに従つて、用法を誤らぬ様にせねばならぬ。

一 **塗布法** 藥液を皮膚粘膜に塗布するのである。塗布する際には、藥液を入用だけ器に移し、毛筆又は綿で塗る。

二 **塗擦法** 軟膏オン、丁幾油チキ等を、患部に塗つて擦りこむのである。

塗擦する際には、手をきれいに洗はねばならぬ。水銀軟膏の塗擦には、手先を手拭布片等で被ふ。丁幾類の塗擦には、フランネル或は毛筆を用ひる。

三 撒布法 散藥を皮膚粘膜にふりかけるのである。毛筆綿等に散藥を含ませ、指で弾いて患部にふりかけるがよい。

四 點滴法 眼及び耳に、藥液を點滴するのである。



圖解 點眼器

イ 點眼 點眼器を用ひる。點眼の際は、頭を少し仰向けにし、左の食指で下眼瞼を下に開き、右手に點眼器を持ち、液藥を滴下させる。

ロ 點耳 患者の頭を肩に懸け、或は患者を側臥させて、藥液を藥瓶から點滴する。約五分間そのままにしておき、流れ出る藥汁を拭ひ、綿で耳孔を塞ぐ。

五 含嗽法 口内咽喉を、藥液で洗ひ嗽ぐのである。幼兒や人

次のページの繪參照

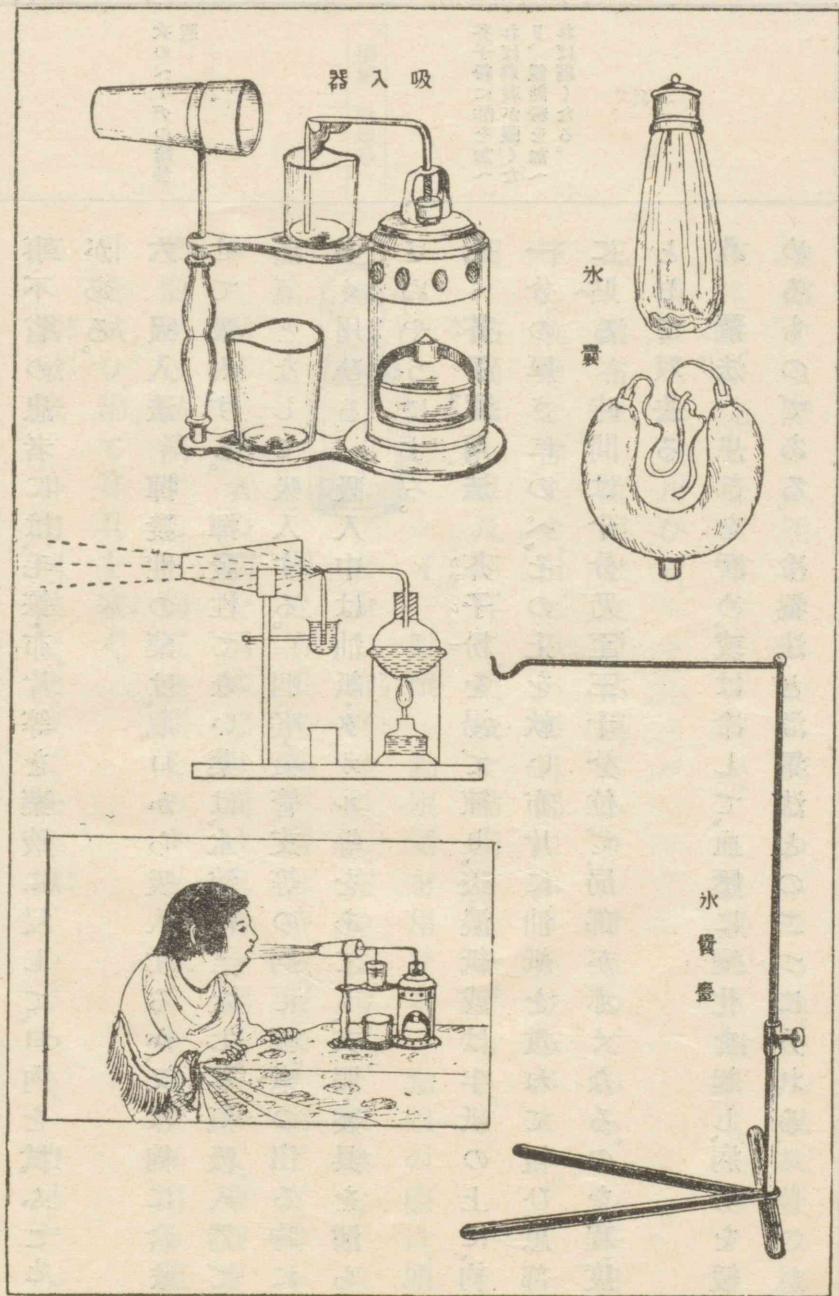
芥子粉に酢を加へれば刺戟が強くなり、錮鈍粉を加へれば弱くなる。

事不省の患者には、毛筆布片等を藥液に浸して、口内を拭ふことがある。

六 吸入法 揮發性の藥は、瓶口から吸入するか、又は綿に含ませて吸入する。揮發性でない藥は、水溶液となし、蒸氣吸入器で蒸氣となして吸入する。咽喉氣管支等の病で咳嗽の出る時に、多く用ひる。吸入中は、油紙タオル等をあて、衣服寢具を濡らさぬやうにする。

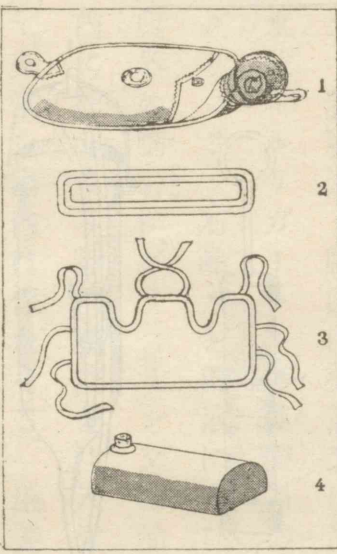
七 芥子泥用法 芥子粉を湯で練り、美濃紙或は半紙の上に、約一分の厚さにのべ、その上を軟い布片に油紙を重ねて被ひ、患部に貼る。時間は、十分乃至三十分位で、局部が赤くなるのを程度として取去る。

八 罨法 患部を暖め、或は冷して、血壓に變化を起し、病勢を緩めるものである。冷罨法と溫罨法との二つに分れる。



水囊臺

圖解 卷法用具
 (1 水枕 2 頸部用卷法布 3 胸部用卷法布 4 湯婆)



を入れて患部にあてるもので、水囊は一旦濕してから氷片を入れ、空氣をぬいて固く口をしめ、一、二枚の布を置いた患部の上にあてる。頭部を冷すには、水囊臺を用ひ、或は水枕に依る。

乙 温罨法

イ 温湯罨法 冷水罨法の冷水の代りに、攝氏約四十度の温湯を用ひて患部を暖める。

ロ 巴布罨法 碎いた大麥、或は大麥糠スカに湯を加へ、火にかけて

甲 冷罨法

イ 冷水罨法 冷水に浸した布片を、軽く絞つて患部にあて、水の暖まらぬやう屢々取換へて、患部を冷すのである。

ロ 水囊罨法 水囊に氷片

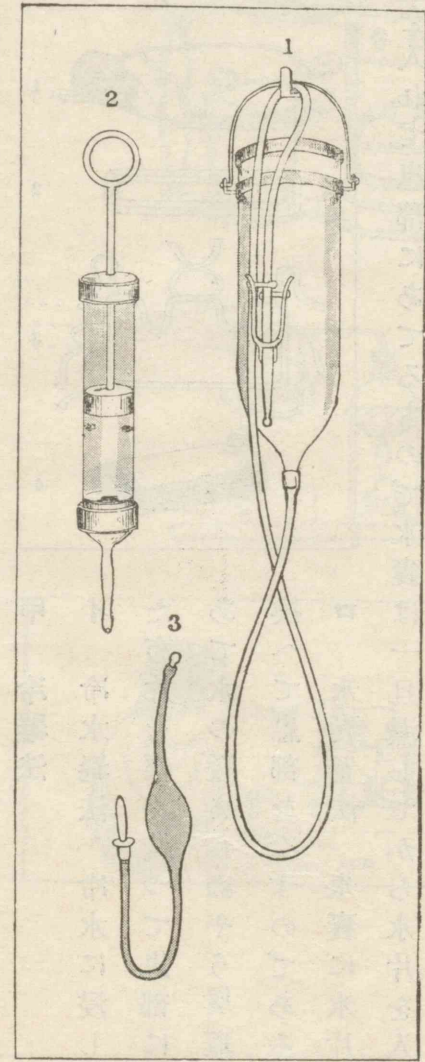
泥状にし、布片に包み、患部にあて、暖める。温氣の持続は、遂に温湯罨法に優る。蒟蒻、米飯等を用ひてもよろしい。

ハ 温暖法 湯婆、懷爐、温石等を用ひて患部を暖める。

ニ 濕布罨法(アリスニツ 罨法) 微温湯をタオル、フランネル等に浸し、雫の落ちぬ程度に搾シボつて患部にあて、油紙で被ひて水蒸氣の發散を防ぎ、更に綿で包み、繃帶を加へるのである。

ヤ七百
八八

圖解 灌腸器
(1) イルリガートル。2 水銃。3 ゴム灌腸器)



九 灌腸法(イレチヤク) 腸内に藥液又は滋養物を注入する法で、灌腸器に水銃、イルリガートル、護膜灌腸器等がある。催便灌腸には概ね

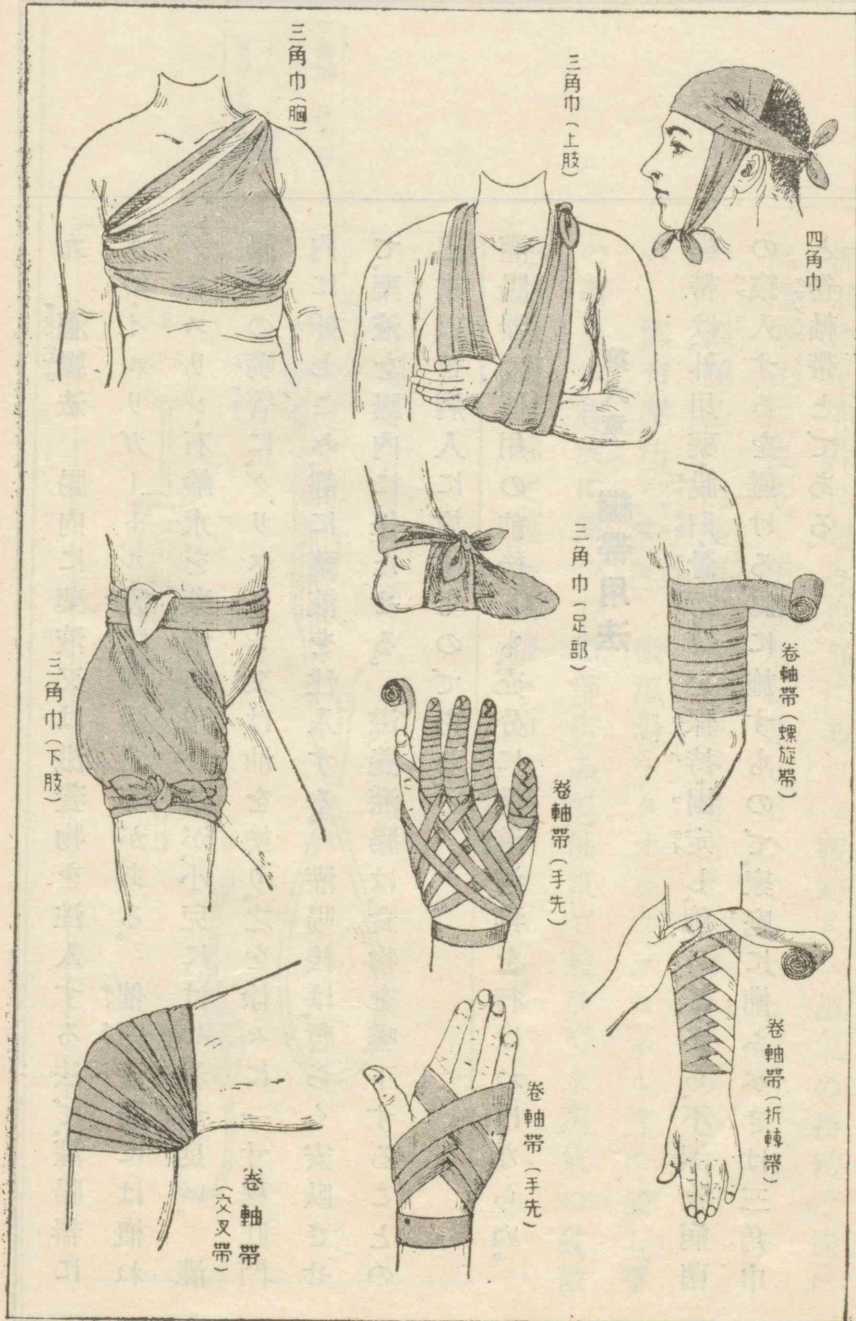
グリスリン、石鹼水を藥液に用ひるが、小兒には牛乳が良い。灌腸器の嘴管(ノズル)に、グリスリン又は油を塗り、之を徐々に一寸程肛門内に挿しこみ、靜に藥液を注入する。灌腸後は、暫らく安臥させて、藥液を腸内に保たせる。滋養灌腸は、食物を嚥下することの出來ぬ重病人に施すものである。

灌腸器は、使用の前後とも、充分に洗滌消毒を行はねばならぬ。

第六章 繃帶用法

繃帶は、外用藥、脫臼、骨折等を保持、固定し、創口等から、不潔物、病菌の竄入するを避ける爲に施すもので、家庭に備ふべきは三角巾と卷軸帶とである。

種各の帯繙



看病篇 繙帶用法

合

一 三角巾 三角巾は、大幅白金巾を四角に裁ち、更に斜に切り、三角形としたものである。用法は極めて簡單で、頭、眼、額、耳、頬、頤、手足、肩、股等の創を被ひ、副木を纏ひ、或は腕を吊るすに用ひる。

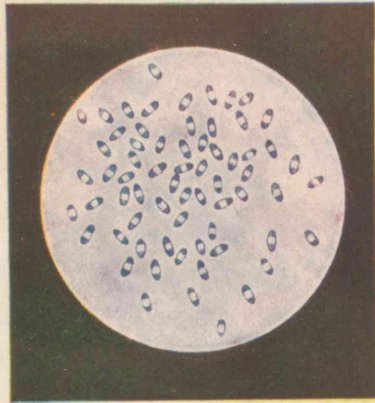
二 巻軸帯 巻軸帯は、晒木綿の兩耳を裁ち落し、之を三裂、五裂、六裂等になして軸狀に巻くもので、巻き始めと巻き終りとは、必ず一つ處を二三回巻きつけて環行帶とする。手足等の太さの同じ部分は螺旋狀螺旋帶に、太さの同じくない臀、脛等は麥穗狀(折轉帶)に、屈伸を要する關節部は龜甲狀(交叉帶)に巻く。

第七章 傳染病の豫防

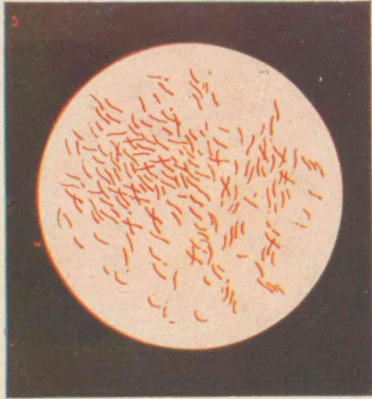
第一節 傳染徑路と症狀

一 傳染病 傳染病は概ね病原菌の傳播、蕃殖による病氣で、傳

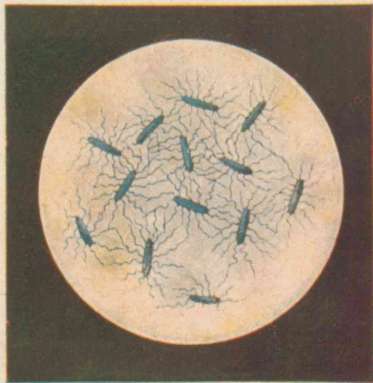
病原菌廓大圖



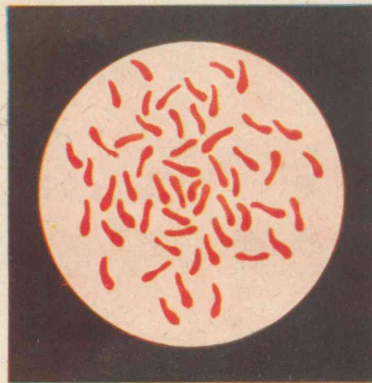
結核菌



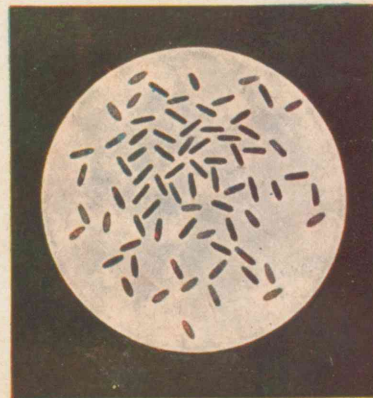
虎列刺菌



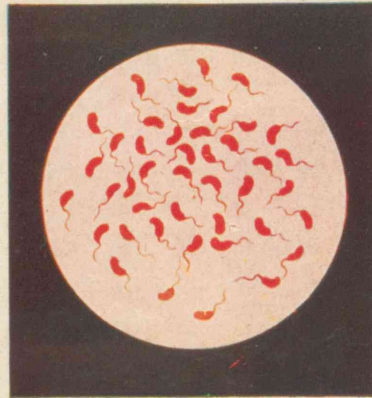
室扶斯菌



實扶的利亞菌



赤痢菌



虎列刺菌

染の徑路は、(イ)病人の排泄物からのもの、(ロ)病人の分泌物、落屑によるもの、(ハ)病人の身體衣服器物等に接觸するによるもの、(ニ)帶毒物が乾燥すると、病原菌が空中に飛散して傳染するもの等である。そして病毒は、呼吸系統又は消化系統によつて傳染する。

二 病種 法令の定めによつて、届出ねばならぬ傳染病は、虎列刺、赤痢、腸窒、扶斯、巴拉窒、扶斯、發疹、窒、扶斯、痘、瘡、猩、紅、熱、實扶的、利亞、百斯、篤、流行性、腦、脊、髓、膜炎の十種で、其の他に肺結核、肺炎、氣管支肺炎、インフルエンザ、百日咳、耳下腺炎、水痘、紅疹、丹毒、癩病、マラリア、恐水病、トラホーム等甚だ多い。

イ 虎列刺 病原は、虎列刺菌即ちコッホ氏のコンマバチルスで、吐瀉物糞便によつて傳播し、消化器から侵入する。顔色蒼白となり、さかんに下痢嘔吐をつゞけて身體衰弱し、遂には心臟麻痺などを起してたふれる。

口 赤痢 病原は、赤痢菌で、糞便によつて傳播し、飲食物と共に體內に入る。 烈しい腹痛を覺えて下痢を起し、便中に血液を交へるやうになる。 重症の者は衰弱の爲、死に至ることがある。

ハ 腸窒扶斯 窒扶斯桿菌によるもので、糞尿と共に體外に出で、飲料水、牛乳、空氣等によつて、消化器から侵入する。 頭痛、惡寒を覺え、次第に體温が昇つて、下痢、腹痛を起す。 全快迄に長い日時を要し、重症のものは腸出血でたふれることがある。

ニ パラ窒扶斯 パラ窒扶斯菌に由るもので、傳染徑路や症狀は、ほぼ腸窒扶斯と同様である。

ホ 發疹窒扶斯 細菌によるものと認められてゐる。 徑路は、空氣直接接觸等による。 發病後一週間で、赤い斑點が現れる。

ヘ 痘瘡 病毒は、痘瘡疹の濃汁中に含まれ、劇しい接觸性傳染力が有る。 乾いた結痂や、空氣中にも、往々病毒がある。 惡寒、戰

慄ヒビから頭痛發熱を起し、發疹する。

ト 猩紅熱 病毒は病人の血涙尿其の他鼻喉頭氣管支等の分泌物中に含まれ、直接接觸によつて傳染する。體溫は四十度以上昇り、咽喉が腫れて痛み、やがて全身に紅色の斑點が現れる。順當にすゝめば、五六日後には回復期に向ふ。

チ 實扶的利亞 實扶的利亞桿菌によるもので、直接か又は仲介物を経て傳播し、急性のものである。發熱、頭痛から咽喉が痛み、聲がかれ、咽喉舌に白い義膜を生じ、呼吸が困難になり、呼吸の際にぜいぜいといふ音を立てる。この患者は血清注射によつて治癒する。

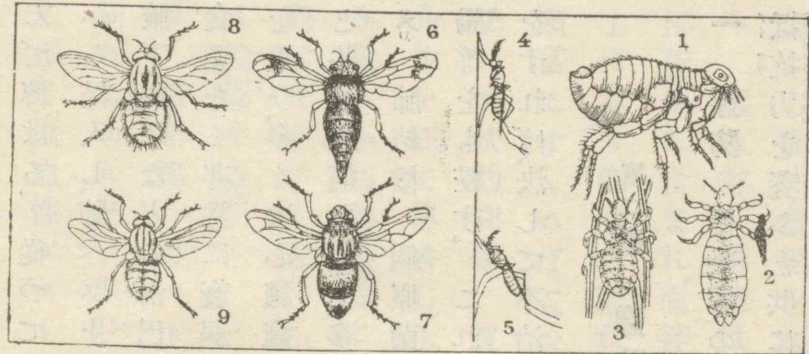
リ 百斯篤 腺ペスト、敗血性ペスト、肺ペストの三種がある。何れもエルサン桿狀菌によるもので、腺ペストは、淋巴腺腫液中に多く、敗血性ペストは吐血、下血の中に多く、肺ペストは痰に含

んで傳はる。従つて腺ペスト、敗血性ペストは、皮膚粘膜の創口から侵入し、肺ペストは、呼吸器から體內に入る。腺ペストは、頸腋下、鼠蹊などの淋巴腺が腫れて痛み、體溫が四十度前後に昇り、食慾なく非常に衰弱する。敗血性ペストは高熱のために意識を失ひ、多くは心臓麻痺を起して死亡する。又肺ペストは咳嗽と共に血痰を出し、多くは衰弱してたふれる。
ヌ 肺結核 病原菌は結核菌で鼻口から入り、肺のほか、腦、喉頭、腸等をも侵す。これにたふれる者は非常に多いが、早期に手當をすれば、決して不治の病でないことを知らねばならぬ。

第二節 豫防罹病

一 豫防 傳染病の豫防には、身體を健康にして病毒に對する抵抗力を養ふと共に、消毒によつて病原菌の撲滅をはかる。

圖解 室内の害虫
 1 蚤。2 虱。
 3 毛蟲。4 蚊。
 5 マラリヤ蚊。
 6 馬蠅。7 牛蠅。
 8 蠶蛆。9 家蠅



甲 抵抗 身體の強健と周圍の清潔とにつとめる。
 イ 健康 常に榮養と運動とに注意して、身體の健康を保たねばならぬ。身體が強壯であれば、たとひ病毒が侵入しても、之を滅ぼし、その繁殖を防ぐことが困難でない。
 ロ 攝生 流行時には、特に攝生に注意せねばならぬ。病原菌の多くは、消化器から體內に侵入するので、飲食物に對しては、特別の注意が必要である。生水・生食を避け、危険な食物は一切とらぬやう、又過飲過食せぬやうに氣を付ける。

傳染病患者と死者

病名	大正十一年	大正十二年	大正十三年
コレラ	七三〇	四	一
赤痢	一四、八九九	三、八三一	一五、〇四六
腸チブス	五、三八一	二、〇八三	四三、二二三
バラチブス	七、一五〇	八、五三	四、三三〇
流行性脳脊膜炎	九三三	五三二	一、九六六
痘瘡	六七三	二二五	一
猩紅熱	一、六五四	九六	一、〇〇三
百日期咳	一、六五四	九六	一、〇〇三
肺炎	一三、九六九	三、一五四	八四三
チフテリア	一一八	七九	五
ペスト	一一八	一	四
計	九二、五〇三	二八、三九三	—

傳染病潜伏期

病名	潜伏期
腸チブス	十日乃至二週
發疹チブス	一週乃至二週
赤痢	三日乃至七日
コレラ	一日乃至四日
癩疹	十日
猩紅熱	四日乃至七日
痘瘡	二週
水痘	二週
チフテリア	二日乃至六日
イルフルエンザ	二日乃至四日
百日咳	五日
肺炎	二日乃至七日
ペスト	二日乃至七日
結核	不明
流行性耳下腺炎	一週乃至二週

消毒の方法は傳染
病消毒法の規定に
従ひて行ふ。

ハ 清潔 流行時には、特に清潔に注意する。家屋の内外や器具類は、充分に清潔を保たねばならないが、屋内には、日光の射入と空氣の流通とを圖り、殊に便所・芥溜・下水溝等には、常に汚物が滞らぬやうにし、病毒傳染を媒介する蠅・蚊・蚤・鼠等の驅除に努める。又衣服・寢具を清潔にすると共に、沐浴して身體を清め、外出後は必ず手・口を洗ひすゝぐがよい。

乙 消毒 家庭に於て行ひ得べき消毒は、左の如くである。

イ 焼却法 消毒法中、最も完全なものである。しかし再び使用する見込のない物の外は、實行が出来ない。

ロ 煮沸法 陶磁器・硝子器・金屬器等を熱湯中で、三十分間以上煮沸するものである。

ハ 蒸氣法 衣服・寢具等を攝氏百度以上の水蒸氣で、一時間以上蒸して殺菌する方法である。

昇汞水は普通千倍にして用ひる。石炭酸水は石炭酸を二十倍乃至三十倍に作る。

ニ 日光法 數時間、日光に曝すのである。

ホ 藥物法 昇汞水・石炭酸水・硼酸水・石灰乳等を用ひる方法である。衣類は、十二時間以上溶液中に浸し置き、取出して後清水で洗ふ。吐瀉物・下水・芥溜等の消毒には、生石灰一分と水九分とで作つた石灰乳を用ひる。

ヘ 燻蒸法 室内消毒に用ひる方法で、亞硫酸瓦斯に依る時は、小皿に硫黄を盛り、火を點ずるので、簡便であるが效力が弱い。

フオルマリン瓦斯による時は、消毒燈を用ひて固形フオルマリンを燻すので、最も完全な燻蒸法である。

二 罹病 不幸にも、傳染病者を生じた場合は、速かに入院させるが最もよい。若し自宅療養とせば、十分に隔離せねばならぬ。即ち病室の出入を嚴重にし、患者用の寢具器物を區別し、殊に排泄物・吐瀉物等を、醫師の指圖に従つて始末せねばならぬ。

下(六一八九)

家庭に備ふべき藥品 (括弧内は適應症等を示す)

A 含嗽藥 (イ)五十倍硼酸水 (ロ)三百倍明礬水 (ハ)二百倍食鹽水

B 吸入藥 (イ)粗製明礬・慢性氣管支カタル・同咽喉カタル (ロ)重炭酸ソーダ(喉頭炎・氣管支炎)

(ハ)食鹽(同上)

C 塗布藥 (イ)沃度丁幾(打撲・捻挫傷・齒痛等) (ロ)イヒチオイル(打撲・捻挫・神經痛・丹毒等)

(ハ)ベルツ水(霜やけ・皮膚の荒れ等) (ニ)カンフル丁幾(皮膚の癢痒・霜やけ等)

(ホ)五十倍サリチル酸(皮膚の發疹・たむし等) (ヘ)アムモニア水(蜂其の他毒虫に刺された時)

(ト)オリイグ油(火傷の時又瀧腸に)

D 撒布藥 (イ)亞鉛華澱粉・シツカロール(濕疹・癩癧等) (ロ)デルマトール・無臭沃度ホルム(濕疹・創傷等)

E 膏藥 (イ)硼酸軟膏(濕疹・腫物・凍傷等) (ロ)亞鉛華軟膏(濕疹・火傷等) (ハ)ピツク(化膿性腫物)

F 消毒藥 (イ)石炭酸水(各種物件) (ロ)クレゾール水(各種物件) (ハ)昇汞水(陶器・硝子器・木製器具・室内)

(ニ)石灰乳(吐瀉物其他排泄物等) (ホ)加里石鹼(木製器具・戸・障子・床面等)

(ヘ)フオルムアルデヒド(土藏造・洋風建物・船舶・汽車等の密閉し得る室内、又は室内に定著せる器物等)

(ト)フオルマリン水(屋内・家具・什器・衣類等)

カトヲ
重曹

G 雑

- (イ)重曹(健胃劑) (ロ)硼酸(直接創面に又は五十倍液として洗眼・含漱に) (ハ)酒精
- (手器具・創傷等の消毒) (ニ)ヒマシ油(下劑) (ホ)アスピリン(齒痛・傷の痛みに、又頭痛・關節痛等に)
- (ヘ)ブランデー(興奮劑)
- II 醫療器械類 (イ)氷嚢 (ロ)氷枕 (ハ)吸入器 (ニ)綿棒 (ホ)灌腸器 (ヘ)丸秤 (ト)體溫器
- (チ)メートル硝子 (リ)便器 (ヌ)湯婆 (ル)痰壺 (ヲ)繙帶 (ワ)脫脂綿
- (カ)絆創膏 (ヨ)油紙 (タ)ガーゼ (レ)ゴム布 (ソ)安全ピン (ツ)ピンセット
- (ネ)剪刀 (ナ)膿盤

第四篇 管理

主婦は一家の中心となつて、よくその管理に當らねばならぬ。食物・衣服・住居に關する事項をはじめ、よく老人に孝養を盡し、子女を養育し、雇人を監督指導し、勤勉節約して良い家風をつくり、盗難・火災に備へて生命・財産の安全をはかり、又交際を厚くして内外の關係を圓滿にする等は、一家の管理者たるものゝとるべき任務である。

第一章 家庭と家風

第一節 家庭

一 純良な家庭 家庭は、家族が互に相倚り相扶けて、苦樂を共

にする所である。家は、國家社會の基本となるもので、國家社會の安寧秩序は、純良な家庭の繁榮によつて得られるのである。

二 同居制と別居制 家庭に同居制と別居制とがある。

同居制は我が國古來の家族制度による家庭で、長男は嗣子として家を継ぎ、父母、祖父母其の他の家族と同居するものである。別居制は、新夫婦が父母の家を離れて、新に一家をかまへるもので、近時、主に都會などに増加する傾きがある。

この二つには互に長所と短所とがあり、利害が相異なるから、其の家庭の事情によつて何れとも決定せねばならぬ。たゞ舊い習慣に拘泥して、全く別居制を斥けたり、又舊來の同居制に尊い意義のあることを忘れて、みだりに別居制を唱へるなどは、大に戒めねばならぬ。

三 一家の繁榮 生存競争の烈しい現代では、社會と家庭との

家風を立上る上は
一、愛と犠牲
二、禮儀作法
三、勤勉
四、節制
五、趣味
六、信仰

間に、密接な關係がある。一家の安全鞏固と其の繁榮とを圖るには、何よりも家庭の圓滿平和が大切である。そしてその中に、父母・長上の權威、子女の服従があり、互に相助けて進むことが必要である。殊に良い家風があれば、其の維持發揮につとめねばならぬ。

第二節 家風

一 家風の意義 家風とは、その家庭に傳はる因襲慣例の總てを含み、主義・儀式を始め、食物・衣服・住居其の他種々の事柄に互つて居る。家風は、一家を支へる中心人物の如何によるのであるが、家族の氣質・體質等に關係深く、土地・氣候・生産・信仰・制度等の周圍の事情から受ける影響も少くない。従つて家風は、其の家々によつて悉く趣を異にするものである。

二 家風の存廢 家風は、其の眞精神に重きを置いて、眞に依り、善を採り、美を用ひるやうに努めねばならぬ。慣例・仕來りシキマに就いて善惡・利害を考へ、其の廢すべきものは、廢するも止むを得ぬことである。女子は、多くは生家を出て他家に嫁カするものであるが、よく溫良・從順の徳を備へ、事理をわきまへて、その家の家風の良好い特徴を維持・發揮するやうにつとめねばならぬ。

第二章 管理の要項

第一節 勤勉節約

一 勤勉

勤勉は健康の母で、幸福と富裕フクとを伴ひ、一家繁榮の基礎をなすものであるから、家族一同が専ら勤勉の良習を得るやうにつと

めねばならぬ。それで、主婦は自ら手本を示し、毎朝早く起き、家務を勵んで、家人に倣ナラはせ、萬事に眼を注ツいで、雇人を監督指導せねばならぬ。かうして、一同が愉快に働く生活を實現させるのである。

二 節約

主婦は勤勉であると共に、率先して質素節約の徳を守り、物品の買入に注意し、過剰のできぬやうにつとめる。又廢物利用を工夫し、浪費を省き、特に奢侈シヤシヤを戒めて、やゝもすれば華美贅澤ヱビダクに流れようとする今日の弊風に染まぬやう、心懸けねばならぬ。

第二節 規律

一 家庭と規律 我が國では、これまで何れの家庭でも、一般に規律を重んずる觀念の乏しい傾きがある。しかし、近年になつ

ては、一家に關する用務が、内外共に複雑多端になつてきたから、家庭生活に就いても、順序を設け、規律を定めて、其の實行につとめることがきはめて大切である。

二 時間の利用 規律は、種々の事柄に互るのであるが、中にも時間の利用に關することは最も大切である。故に先づ日々の起床・就寢・食事・外出等の時間を定め、一週若しくは一ヶ月中の仕事の日割から、年中行事に至るまで、一家の中に起るべき主要な事柄を定め置き、かたく之を家族に守らせて、規則立つた生活に慣れさせる。斯ういふ生活は、時間勞力を省き、かつ衛生上並に經濟上によろしいばかりでなく、一家の秩序は、整然として自ら家務の滞る事なく、家事の監督上に益することが、多いのである。

第三節 清潔整頓

一 清潔

イ 清潔の効果 清潔は、秩序に伴ふべきものである。健康に益し、心をさわやかにするばかりでなく、品性の陶冶に資するところが少くない。形式は、簡單であるが、効果は案外に大きい。

ロ 家庭と清潔 清潔は、屋内は勿論、屋外庭園から、家具・什器・衣服等に互り、身體にまで及ばねばならぬ。清潔を好む習慣は、一家の幸福である。故に、家族一同に不潔を厭ふ良習を得させ、殊に子女には、雇人の手を借らず、自ら掃除に當らせるやうにせねばならぬ。

二 整頓

イ 整頓の効果 屋内並に家具・什器・衣服等をよく整頓しておけば、其の使用に便利なほか、時間の利用に便宜が多い。又、保存上にも大に利益があり、兼ねて家庭の品格を保つに必要のもの

である。

ロ 整頓の方法 すべての器具は、使用上の都合を計つて分類し、置場處を適當に配り、衣類は季節に依つて容器を別にして納めるがよい。使用後は、必ず元の位置に返させるやうにする。又不用の物品は、隨時適當に處分すべきである。

第三章 趣味と常識

第一節 趣味

一 趣味の範圍 趣味の範圍は極めて廣く、其の種類程度は様々である。音樂繪畫彫刻建築詩文舞曲などの藝術的なもの、器物衣服等に關するもの、又自然の美として、山水禽獸花卉等の觀賞から、旅行栽培插花造花等に對しても、深い關係がある。

二 家庭と趣味 趣味は、家庭に著しい影響を及ぼすもので、高尚清新な趣味は家庭の和樂のために、又子女の品性向上のために必要である。殊に主婦は、常に上品な趣味によつて、家庭に美しくしい氣分を與へるやうに心掛けねばならぬ。

第二節 常識

一 常識の意義 常識とは、普通人が簡単な常事に對して、穩健に判斷する能力を云ふのである。そして常識の關係する所は、頗る簡單で、深慮の必要もないのであるが、之を完全に持つ者は、極めて少い。今日文化が進み、社會が追々に複雑になつて行くに従つて、益々健全な常識の必要を感じるものである。

二 常識の養成 健全な常識を得ることは、中々容易でない。自ら社會に出入して常識の收得につとめる外、或は社會に經驗

あるものに尋ね、或は常に参考書について勉強せねばならぬ。常識は政治・経済・宗教・道徳等に關することから、社會の人としての心得、社交の實情、訪問・接客・談話、物品の贈答等に關する心得をも、含むものである。

第四章 家財の保護

第一節 用心災害

一 用心 盜難・火災に對しては、充分に用心せねばならぬ。

甲 盜難

イ 外圍門戸を堅固にし、戸締の設備を完全にし、毎夜、就寢前に要所を見廻り、猿掛金等に粗漏のない様、綿密に見届ける。

ロ 貴重品、其の他、大切な物品の納めてある用、筆筒、金庫は勿論、

筆筒、靴等にも、必ず錠をおろしておく。

乙 失火

イ 火具の整理に注意し、破損の有無を屢しらべる。使用後は、残火の始末に氣を付け、殊に火消壺、煙突に就いては、一段の注意が必要である。

ロ 焚付、石油等の如き燃え易いものは、置場に注意し、適當な容器を用ひる。

ハ 瓦斯燈、電氣燈等は、裝置を完全にし、取扱に意を留め、火災其の他の危険のないやうに注意せねばならぬ。

二 災害 盜難・火災・震災・水害等の場合に、適當の處置を取り得るやう、豫め覺悟が必要である。

甲 盜難

イ 盜賊のはいつた時に驚いて騒ぎ立てれば、却つて危険であ

深夜盜賊のうかがふけはひがあつたら咳拂をする等、眼のさめ居ることをあらはせ。

る。なるべく、はいらぬ前に、逐ひ拂ふやうにせねばならぬ。

ロ 盜難に罹つたときは、相當の手續をとり、決して自ら盜賊を始末すべきものでない。

乙 出 火

イ 狼狽することなく、つとめて精神を落付け、生命の危険を避けた後に、家財器具の保護に當る。

ロ 平常から、避難の順序を豫め考へて置かねばならぬ。殊に老人・子供並に大切の物品に就いては、深い注意が必要である。

ハ 非常用として、大風呂敷・麻繩・提燈・蠟燭等を備へて置く。

丙 震災・水害

イ 震災のためには、豫め家屋に耐震的の設備を施しておく。

ロ 地震の際には、決して狼狽せず敏速に逃路・避難所を決める。

ハ 震害は、火災を伴ふときに最も恐ろしいから、第一に火氣の

仕末をつけねばならぬ。

ニ 水害には、よく位置・地勢を考へて、速かに避難の方法をとる。

第二節 移 轉

家事上其の他の都合に依つて、往住居を移轉する必要のおこることがある。轉居に就いては、新住宅の準備と舊住宅の後始末との外、家財の運搬を行はねばならぬ。

一 家財の移動

甲 荷 造

イ 家財の種類に依つて差異を生じ、或は箱詰或は行李・菰包などにし、上箱・上包を施す。

ロ 家財を運搬上から類別すれば、貴重なもの、破損し易いもの、濕潤を恐れるもの、重量の張るもの、嵩張物等がある。

ハ 或は詰物ツメモノをなし、或は下包シメツミをなす必要があり、それには反古ホコ紙・古新聞紙・古綿等を用ひる。

乙 運搬

イ 普通の荷車の外、馬車・自動車・汽車・汽船等により、便利の程度は一様でない。

ロ 適當な荷造人に託し、主婦は監督すると共に、荷物の番號・内容等を手帳に控へて置き、荷解きの際の都合を計る。

ハ 距離の近い引越には、眞の荷造は、貴重品又は破損の恐あるものゝみでよい。そして、引越屋のある土地では、一層簡單に行はれる。

二 新住宅の準備

新築と古い家とによつて、趣を異にするが、古い家の場合は大掃除をなす外、消毒を施す。此の際、臨時に人を雇ふときには、監督

は、家人若しくは信用ある知人に頼むがよい。殊に戸締ツボリに注意し、必要があれば、修繕を加へねばならぬ。

三 舊住宅の始末

兎角トウカク等閑トウカンになり易いものであるから、特に注意せねばならぬ。實際には、主婦自ら指揮者シヤとなるは困難で、適任者を選んで實行を委託するのである。

第五章 物品の購買

一 買入上の注意

食料品や雜用品を買入れる場合には、買入の外に、使用と貯藏について、注意を拂ひ、眞に經濟にカチ適ふやうにすることが大切である。そして主婦は、需要消費の實狀を詳かにし、選擇註文勘定等に當つて、金錢を最も有利に使ふことにつとめ、浪費ムツカヒ買過カヒぎ使

過ぎ等避けねばならぬ。

二 日々購買と豫備購買(預買)

日々購買は、主に食料品などを其の都度主婦又は召使が買出しに出るか、出入商人(御用聞き)から買入れるものである。豫備購買即ち買置は、買入に便利な都會地では勿論不利で、買置品は新鮮を缺き、萎凋減損のおそれがある。故に生計の程度高く交際廣く、來客が頻繁で、屢會食する場合、或は買入に不便な土地は別として、なるべく日々購買による方がよろしい。

尚ほ出入商人のみから買入れる時は、品質の良否や價格の高低を他に比べる事が出来ないから、なるべくは、信用のある商店から買入れる方が得策である。

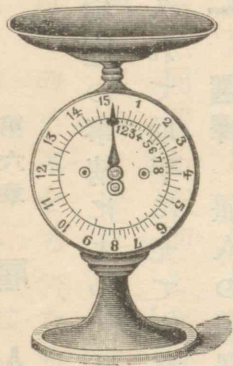
三 購買組合と商店

購買組合は、良い品物を安く買ひ得るなど、極めて便益の多いも

のである。故にその便宜のある土地では、なるべくそれに加するがよろしい。次に商店としては、なるべく品種多く、數量に富み、物質が新鮮で、價の安い商店を選ばねばならぬ。又通帳でする掛買は、弊害の伴ふ事が多いから、出来る丈即金で買入れる。

四 買入方の監督

接客その他の都合で、止むを得ず主婦自ら買入に出難い場合もあり、又、そのために時間を費し、家を留守にするなどの不利益から、主婦自ら買入に當らぬ場合がある。その場合に、物品の買入を子女又は召使等に任せるときには、物品の時價を知り、主要商店の状況を調べておくことが大切である。又よく買入品を見て、其の價格數量等に就いて、粗漏のない様にせねばならぬ。



圖解 庖厨用天秤

第六章 雇人

家務の整理
(分擔主義)
主婦が主人の統率者となる

家庭の事情によつては、止むを得ず、一人乃至數人の雇人を雇ひ入れて助手に充て、家務を分擔させるのである。

一 選擇 雇人の選擇に就いては、左の事柄を知らねばならぬ。
イ 雇人の良否は、家事上ばかりでなく、交際上、經濟上、又は子女の教育上にも、重大の關係がある。

ロ 雇人を雇入れる際には、體質、性質、習慣を始め、使途に従つて言語、動作、技能等にも注意せねばならぬ。

ハ 良い雇人、殊に下婢を得るには、年若い者を採用して、我が家風に習はせるが最もよろしい。使ふに便が多く、永續する望みがある。

二 指揮 人を使ふは、人に使はれるよりも難いものである。

雇人の指揮に就いて、左の事柄を知らねばならぬ。

イ 寛嚴宜しきを得て、放任に流れたり、又酷に使ひ過ぎぬやうに注意する。なるべく雇人の自由自動にまかせ、充分に信用して、始めて実績を擧げる事が出来る。

ロ 主婦の權威は、主婦自身の勤勉と技能とに基づかねばならぬ。仕事の要領がわかり、仕事の順序方法を會得して、始めて適當の命令を發し、よく雇人を教へ導く事が出来る。

ハ 少しの過ちをもみだりに叱り、或は教育のないものとして輕蔑するなどは、最も慎まねばならぬ。

ニ 同情と親切とを以て、家族の一員として取扱ひ、樂みを分かち、病に罹つた際には、懇に介抱を加へる。殊に若いものに對しては、その行末を考へ、なるべく一定の修養時間を與へるがよい。

三 給金 仕事の難易、繁閑、其の他年齢、人物等に依つて、給金を

異にするが、需要と供給の関係を忘れてはならぬ。需要多く供給に乏しい今日では、人数を減じて伎倆のあるものを、高給に雇ひ入れる方が得策である。給金其の他に關して、左の事柄を知らねばならぬ。

イ 給金は、契約に依つて、定めた日に、間違なく給與すること。

ロ 特別に働かあるものには、増給若しくは慰勞として金品を與へるなど、適宜の獎勵を行ふこと。

ハ 相當の事情の下に解雇する場合には、勤續年限、平素の勤め振り等によつて、相當の手當を與へること。

ニ 飲食物は、家族並にするがよい。美味珍味を分與するには及ばないが、甚だしい主従の隔てをつけぬこと。

ホ なるべく、毎月一回乃至毎年數回の休暇を與へて、各自の保養又は用事に充てさせること。

第七章 交際

第一節 交際の目的範圍

一 目的

凡そ家庭も個人も、決して孤立して存するものではない。社交は、人の天性に基づくもので、その家庭の繁榮に及ぼす影響も少くない。故に、よく親戚知己との交際を厚くしてお互の幸福をはからねばならぬ。

二 範圍

家庭から見た社交とは、親戚の外、親友、先輩知己、近隣等に對する關係を云ふのである。交際の程度、方法は、親疎の程度、其の他の事情によつて一様ではない。年始、寒暑の挨拶訪問、信書の往復、

物品の贈答等に就いて、一通りの禮儀作法を心得て置かねばならぬ。殊に近隣に對する付合ツキヘに就いては、郷カトに入つては郷カトに從ふの例にならふがよい。

第二節 社交の心得

一 謙遜尊敬 社會上に於ける各自の地位階級を定めることは、極めて困難で、その標準に德行・才幹・名譽・爵位・財產等がある。そしてどんな地位階級にあつても、謙遜と尊敬とは、社交上最も重要な徳である。故に、眞に此の二徳を具へる者は、よく社會から容れられるのである。

二 寛大卑下ヒゲ 各自が其の地位を保つことは、中々困難である。そして社交上に於て、よく衝突・嫉妬・羨望等の感情に苦しめられるのは、多くは尊大ガクマシ・傲慢マンで寛大卑下ヒゲの徳を知らぬことから起る。

どんな人に對しても、よく寛大で自ら卑下ヒゲすれば、遂には社交上の優者となり得るものである。尙ほ思慮深く、親切を旨とし、多辯を慎み、慣例を守るなどは、社交上きはめて大切な事柄である。

第三節 談話贈答訪問

一 談話

イ 態度 愛嬌アイキョウに富んだ面白い談話も、常識をはづれると、人に悪い感情を起させることがある。常識にかなひ、誠意のある談話でなければならぬ。又、談話の際には相手の談話を遮サヘらぬ様に注意し、相手の爲に遮られても氣にかけず、話すよりも聴くことの多い方が安全である。

ロ 言語 對談の際に用ひる言語は、相手に依つて多少その趣を異にするのであるが、どんな場合も卑俗に流れ、誇張チヤウカウに過ぎる

等は、慎むべきである。常に相當の敬意を含み、丁寧懇切でなければならぬ。

ハ 話題 なるべく人の噂ウワサを避け、他人を非難するなどは一切避けねばならぬ。文藝、美術、宗教等に關する談話や、思想の批評などは最も望ましい。『年齢に比して若く見える』などと言ひ、『寫眞の上出來』などと言ふは、相手に依つて感情を異にするものである。議論になるおそれある話題は、避けるがよい。

二 贈答

イ 贈與 人に物を贈るには、眞心マコトココロを以て敬意を表すやうに、よく先方の地位、身分等と、その場合吉凶、謝恩、餞別等とを考へねばならぬ。時宜方法を誤つて、折角の贈物も却つて先方の感情を害する結果となることがある。尙ほ訪問の際に一々手土産を持參する惡習慣は、速かに改めたいものである。

ロ 受納 贈物を受けた時には、品物の如何に拘らず、充分に感謝の意を表し、適當な場合に相當の返禮をするがよい。

三 訪問

イ 禮儀 人を訪問する際には、相應の容儀を整へて、禮儀にかなふやうにする。又訪問を受けた場合は、なるべく早く接見し、長く待たせてはならぬ。

ロ 時刻 早朝、夜間、食事時刻等をさける。

ハ 時間 先方の迷惑にならぬやう、用談を早くすませるがよい。簡単な用向は、なるべく玄關先ですませる。

第五篇 家計

第一章 家計の整理

第一節 家計整理法

各家庭の資力や出費は、各一様でない。収入の多いものも少ないものも、最も経済的合理的に家計を整理して、安定な生活を保つと共に、一家の繁榮をはからねばならぬ。そして家計を整理するには、たゞ整理の細目や数字など、形式上の整頓にのみ骨を折つて、整理の本領を忘れてはならない。収入と支出との關係、各費目の割合、豫算と現計等について、一通り心得て置くことが必要である。

家計整理
収入を計り支出を制し
餘財を貯へ将来の生活向上
をたくはるる

第二節 収入と支出

生活の程度が如何様であつても、収入と支出との平均を保つことが家計の基礎である。そして収入は、支出の必要に応じて増すことが出来ないから、収入によつて支出を加減せねばならぬ。入るを計つて出づるを制するは、家計整理の第一要件である。又収入の中から、最初に一定の貯金を差引いて、將來の計を立てる事も、第一に心得ねばならぬことである。

第二章 收支

第一節 収入

収入とは、一家の收得するすべての財貨を云ふのである。収入

財貨
有形 不動産、土地、家屋等
無形 著作権、特許権
動産、貨幣、家具、衣服、株券、債権

本位貨幣
金貨
補助貨幣
紙幣、白銅貨

収入ノ安全ニ計ルヲ云

収入ノ道ヲ多ク

支出ノ任ノ寛

入る事ヲ計ト出入ノ制ス

第一要件トスル

惣算ノ合理代

(身分相應)

節約 (屠物利用)

價格ノ便宜

公設市場ヲ利用ス

には、規則正しく殆んど豫定し得べきものと、全く豫定し得ない不時のものとの二種がある。前者を經常收入といひ、後者を臨時收入と云ふ。

一 經常收入

勤勞によるものと、財産から生ずるものがある。勤勞によるものには、最も確實な恩給年金扶助料を始め、官吏の俸給、社員の給料、並に醫師、辯護士の報酬、其の他著作料、潤筆料、手數料、營業益、金、工銀等があり、何れも精神及び身體の勤勞から生ずる直接の結果である。これらは人生自然の收入として、最も貴ぶべき性質のものであるが、官廳會社の整理、稼業の不振、營務の失敗、世間の不景氣、疾病、其の他の事故の爲に、時に不安を伴ふものである。土地、家屋、預金、有價證券等の財産から生ずるものは、利子配當並に小作料、地代、家賃など、各種の代料で、概ね確實で計上し易い。

二 臨時收入

賞與金、手當金、慰勞金、贈與金の外、遺産の相續、並に不動産、動産、不用物品等を賣却して得る收入である。

第二節 支出

支出は、一家の生活を保つに必要な財貨の消費である。支出も収入と同じく、經常支出、臨時支出の二に分れる。衣食住に關する費用、即ち生活費を始め、教化、醫療、交際、娛樂、慈善等の費用、並に納税、其の他の公共事業に對する費用を經常支出と云ひ、婚姻、出産、賀壽、祝儀、葬祭、火災、風水害の如き、豫期されぬ理由に基づく費用は、之を臨時支出といふのである。

第三章 豫算

第一節 豫算の意義

豫算とは、一定の期間内の財貨(普通は金銭)の収入と支出とを豫定した見積書で、収入支出の調節をはかり、家計を健全にするために是非必要のものである。其の内容は、勿論家々の事情に依つて異なるが、會計期即ち勘定期を定めた後、先づ収入を計上し、次に支出の項目を挙げ、そして、支出に對して収入を配當して豫算を立てるのである。

勘定期は、普通曆年によつて一月から十二月迄とするが、四月から翌年の三月迄としたり、或は一ヶ年を前後二期に分けるものもある。

第二節 収入の計上

収入を計上するには、出来る丈嚴密にせねばならぬ。先づその年の収入高を見積り、最近數年間の實收の平均額を参考として、なるべく内輪に計上するがよい。そして實際に於て、収入不足の起ることを避けると共に、幸に過剰が出来れば、貯蓄にあてる。一時的の収入増加を見て、直に支出を寛かにするなどは、豫算をたてる上につゝしむべきことである。

第三節 支出科目

支出科目は、家計の程度によつて増減があり、多いのは二十餘科目、少いのは七八科目である。

一 食料費 食品調味品各種飲料等の費用。又、燃料、燈火料等を併せて、賄費と呼ぶことがある。

二 居住費 疊、建具、敷物、屋根等の新調費又は修繕費、建築費

- 消却の計上。借地の地代、借家の家賃。給水・庭園に關する費用。
- 三 被服費 衣服・服裝・附屬品等の費用で、染代・仕立代・洗濯代等を含む。
 - 四 器具費 家具・什器等の費用で、修繕料を含む。
 - 五 燈熱費 電燈・瓦斯・薪炭・石油等の費用。但し本科目を置く必要のない場合には、賄費に含ませる。
 - 六 雜品費 石鹼・化粧品・マツチ・雜用紙等の費用。
 - 七 交際費 來客の接待・年始・歳末・中元・暑中等の贈答品に關する費用。尚ほ慈善施與の金品は、定期・臨時共これに含ませる。
 - 八 教化費 教育・修養上必要な書籍・授業料・學用品等の費用。
 - 九 醫療費 藥料・診察料を始め、看護婦の給料其の他の心付等。但し入院料の如く費用の嵩む場合には、臨時支出とする。
 - 一〇 娛樂費 遊覽・觀劇等の費用。但し避暑旅行・歸省旅行等の

費用は、臨時費支辨とする。

- 二 小遣 コヅカヒ 主人を始め、主婦・老人・子供等に對し、特別に配付する金錢を云ふ。
- 三 給金 雇人の給料の外、年始・中元・歳暮等に於ける仕着せや、各種の心付ココロヅケを含む。
- 三 諸稅 國稅・府縣稅・市町村稅等の費用。
- 四 雜費 車馬賃・各種の賃錢・郵便費等。
- 五 臨時費 火災・風水害等不時の出來事に要する費用、又は常設の費目に屬する支出中、費額の比較的多いものを含む。結婚・葬儀・重患等に關する費用は、交際・被服・醫療・教化等に分けられるが、臨時支出としてまとめるのである。
- 六 保險費 各種の生命保險並に損害保險の拂込金。
- 七 貯金 各種の貯金・掛金等。

第四節 費額の配當

支出科目を設けて、之に収入を配當するには、其の各の配當額がよく比例を保つやうにせねばならない。しかし各費目の間の比例は、家庭の事情、地方の状況によつて異り、かつ物價の高低に左右されて、始終變化するものである。故に幾年かの經驗と幾回かの修正を経て、始めてその要領を會得することが出来る。左に各科目の割當の要領を示して、参考の資としよう。

一 食料費

イ 支出中の大切な部分に相違ないが、生計の程度によつて費額の割合を異にし、下級では、六割以上を占め、中位の家庭では、約四割から五割を標準とする。

ロ なるべく濫費をさけ、娛樂的奢侈的な飲食を節する。しか

し節約のために粗食となり、健康を害するやうな事があつてはならぬ。

二 居住費

イ 収入の約七分の一から六分の一が適當であらう。

ロ 都會住、田舎住又は郊外住によつて増減があり、職業に對する關係も甚だ深い。

ハ 老人、子供のある家庭では、養老、養育等の必要上、相當の費額を要するは止むを得ぬ所である。

三 被服費

イ やゝもすれば、年々本費目の増大する傾きがあるから、注意せねばならぬ。

ロ 収入の約一割を以て、中位の家庭に於ける標準とする。

四 交際費

イ 収入の二十分の一以内とは、世間の唱へる所であるが、家庭の事情に依つて趣を異にする。
 ロ 交際の効果は、必ずしも費額に比例するものではない。附合を重視するの餘り、奢侈に陥つてはならぬ。
 ハ 意味ある慈善事業に對して同情を表し、相應の費用を支出するは、家庭の向上に益する事が少くない。

五 娛樂費

娛樂の眞價は、決して費用の多寡によるものでない。良好な趣味は、高尚な娛樂を生むものである。

六 臨時費

イ 不時の出來事に要する豫備金で、相當の金額を計上して置くがよい。

ロ 缺乏を告げる際には、貯金から支出せねばならぬ。従つて

豫備金と貯金との間に、密接の關係はあるが、兩者を混同してはならない。

七 貯金

是非、一定の額を計上して置かねばならぬ。しかしその程度については、充分實行の出來るやうに注意するがよろしい。

第四章 現計

第一節 剩餘と不足

現計とは、實際の收支に關する計算をいふので、決算ともいひ、豫算に對して、多少の差異増減あるのが常である。

一 剩餘

イ 豫算額に比して、剩餘を生じた場合には貯金に加へる。

ロ 場合によつては、その幾分かを家族の慰安に費すもよい。

二 不足

イ 若し不足を生じた場合には、なるべく主人に訴へる事をさけ、先づその原因をしらべて直ちに救済策をとる。

ロ 不足高を次期にくりこし、不足を償ふまでの間は、特に忍耐して節約を守る。

ハ 止むを得ぬ場合には、臨時費から支出する。

ニ 臨時費にも尙ほ不足を來した場合は、貯金拂戻や財産賣却によつて償はねばならぬ。

第二節 出納

一 主婦の心得

我が國の家庭の狀態から考へて、家長は家庭の維持者として金

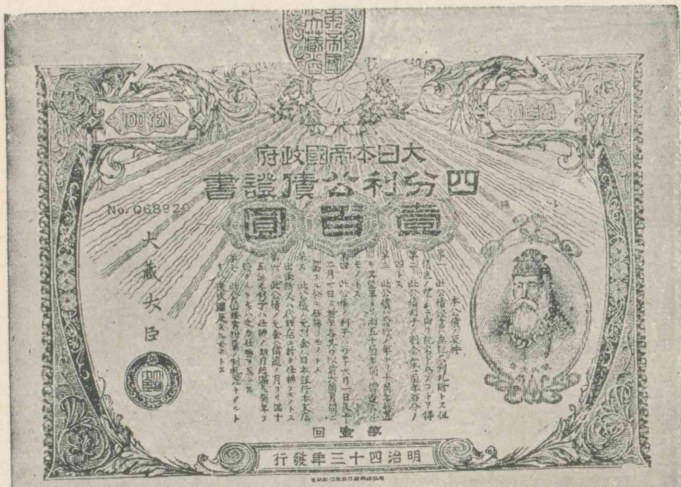
錢の出納者となり、家計の豫算をたて、その實行を監督すべきものである。しかし實際上、家長は主に出て忙しく活動せねばならないから、これらは主として主婦の責任となるのである。故に主婦となるべきものは、母の膝下にあつて、よく家庭經濟、家計整理について見學し、或はその一部を受持ち、將來のための基礎をつくらねばならぬ。

さうして家計の一切を、安心して主婦に任せる事が出来れば、家長は愉快にその業務に活動することが出来、そこで夫婦間の互助的關係が、極めて圓滿になるのである。

二 會計の擔當

一般家庭に於ける會計の擔當については、委任主義、小渡主義、分擔主義等を擧げることが出来る。

イ 委任主義 主人が主婦に對して、家計の整理を全く任せて



(表) 株式

しまふものである。主婦の責任が重く、手腕シユロウを要する。
ロ 小渡主義 當座の小支出に對し、五圓乃至十圓づつを前渡して、其の用途の明細書メイサイを徴するものである。我が國では、案外廣く行はれて居る。

ハ 分擔主義 主人と主婦とが、お互に家計の一部分を受持つもので、分擔の程度は一樣でない。家庭の事情に適應する便があるから、廣く行はれて居る。

第五章 財産

第一節 財産の種別

財産とは、價格を評定し得べき物件をいふので、自由に移動の出来る[○]と出来ぬ^とで、動産と不動産とに分れる。不動産には、土地

的の宅地・田地・畑地・森林・鑛山・農場・牧場・漁場・養魚場等と、家屋的の住宅・商店・工場・倉庫等がある。動産は、衣類・家具・什器を始め、器械・船舶等の外、家畜・家禽・魚介・竹木其の他株券・公債證券・社債證券等がある。尙ほ所有權以外の財産權で、融通性と交換價格とを具へるものに、地上權・永小作權・債權・出版權・特許權等がある。そして融通性の最も發達したものは、貨幣である。

一 株券 株式會社及び株式合資會社が、其の出資者に交附する出資額の證明書である。これは株數によつて、その會社の利益配當金を得るものである。

二 公債證券 國家又は公共團體が、一般公衆から負債をするに當つて發行する證券で、國債・地方債・内債・外債等の別がある。公債證券は、所有者の關係により、無記名式と記名式とに分れる。

三 社債證券 株式會社が、公告募集した負債に對して、債權者

に交附する證券で、額面金額に對して或歩合の利子をつけるものである。勸業債券なども、特殊の社債證券に外ならない。

第二節 貯蓄

天引法

銀行 十兩以上 預金

貯蓄 銀行 十兩以下 預金

貯蓄をするには、豫算をたて、豫め収入から差引くのと、剩餘ができたらずるのと、二つの方法がある。なるべくは前の方法により、尙ほ剩餘ができた時には、之も貯蓄にくりこむやうに心掛けたい。貯蓄法には、銀行預金、郵便貯金、信託等があり、此の外に有價證券を買入れる方法もある。

一 銀行預金 當座預金、特別當座預金、定期預金、通知預金などがあり、利子はその銀行により、又預金の種類によつて一様でない。利子の高いことのみを望むと、時に思はぬ損害を受けるおそれがある。

二 郵便貯金 普通貯金の外に、据置貯金、振替貯金などがある。利子は銀行よりも安い、が、確實な點と全國到る處で預入、拂戻の出来る點とが特色である。

三 信託 信託とは、金錢、公債、社債、土地、家屋等の保管と利殖とを、信託會社に託するものであるが、信用ある會社を選ぶがよい。

第六章 保險

第一節 保險の意義

保險は、同じ經濟上の危険の下にある多數の人が、團體を結び、平素貯金をして、お互が不時の際に被むる損害を分擔するものである。従つて保險は、一種の貯金と見なしてよい。どんな家庭でも、之に加入して不時の災害に備へる事は、極めて必要なこと

であるが、信用のある保険会社を選ばねばならぬ。

第二節 保険の種類

保険は、近年大いに發達して、其の種類も頗る多いのであるが、損害保険と生命保険とに大別することが出来る。

一 損害保険 陸上保険と海上保険とに分れる。陸上保険は、運送保険を始め、陸上に起る各種の危害、火災、傷害、盜難、汽罐等に對する保険で、海上保険は、航海に關する事故に依つて生ずる損害を、填補^テすることを目的とする保険である。此の保険契約の目的は、金錢に見積り得べき利益に限られて居る。

二 生命保険 人の死亡又は老年に備へる保険で、終身、養老の二種がある。終身保険は、保険をかけた者が死亡した時に保険金を受取り、養老保険は、契約の年齢に達した時、又はその年齢前

に死亡した時に受取るものである。掛金の高は、會社により、又年齢や保険の種類等によつて一様でない。遞信省の簡易保険は、手續の簡単な小口生命保険である。此等の保険以外に、傷害保険、疾病保険、廢疾保険、徴兵保険、教育保険、婚資保険等がある。

第七章 簿 記

第一節 家計簿記

家計簿記は、一家内の金錢の出納^{ネダウ}を明かにし、豫算に基づいて收支の關係を詳かにし、家計の實際を數字的に現はすのが目的である。家々の事情、生計の程度等に従つて、適宜の帳簿を作り、一定の様式に依つて、なるべく記入を簡明にすることが肝要であ

る。家計簿記の効果を挙げれば、
イ 毎日の收支残高に注意して、浪費をいましめ、節約の念を起させる。
ロ 次の豫算をたてるための参考になる。
ハ 物價の變動や一家の生活の状況等を、歴史的に比較することができるとができる。
ニ 金銭の取引關係を明かにして、後に起り易い疑ひや誤りを防ぐことができる。

第二節 帳簿の種類

通常、家計簿記に使用する帳簿は、日記帳を主とし、補助用のものに、賄帳、通帳、控帳等がある。そして日記帳を基として、月計表、年計表を作るのである。

一 日記帳 現金帳とも云ふ。日々の收支を、其の都度、科目別に依つて記入し、日毎に計算を行つて現金の高を確め、月末には、收支の合計と其の差とを明瞭にするものである。日記帳は、家計簿記上、最も重要な帳簿で、月計表、年計表の基礎となる。
二 月計表 毎月末の收支の合計を、科目別にしたもので、各月の収入、支出、残高を明示するものである。日記帳に記入された日々の科目別收支合計を之に載せ、月末になつて其の總計を算出するのである。
三 年計表 毎月の科目別收支合計を月計表から之に載せ、年末になつてその總計を求めらるものである。之に依れば、各月の收支の比較、對照ができ、又季節、時期による各科目の高の増減を明かにする事ができる。この年計表の幾年分かを集めて一覽するときは、一家の生活状態を數字的に明瞭にして、家計の伸縮

をはかる上に、極めて便益が多い。

四 賄帳 飲食物を始め、薪炭・油其の他、マツチや雑用紙類等、多くは價額の少く、買入の頻繁なものと、出費を其の儘一々記入する控帳で、日記帳の土台となるものである。記入が簡便で、記落を避けることができる。

五 通帳 月末其の他定期に支拂ふ勘定書で、米屋・魚屋・八百屋等の出入商人から、豫め差出して置く一種の控帳である。買入の際に、品種・數量・價額・月日等を記入し置き、豫定の時期に合計をして、支拂勘定を行ふものである。

各帳簿記入に關する注意

- イ 必ず其の度毎に記入し、日附を忘れぬこと。
- ロ 文字・數字は明瞭・確實に記入すること。
- ハ 文字・數字の誤記は訂正の跡を明かに残すこと。

ニ 記落は氣附いた時に直ちに記入すること。

訂改 家事教科書〔下卷〕終

大正
月

七月日記帳

C

大正15
月

七月日記帳

日	支	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											

福 源 堂

日	支	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											

家計篇 簿記

一六

年 計 表

入			支																出			差			
常	雜 入	預 金	合 計	經								常								臨 時 費	保 險 料	預 金	合 計	殘 高	不 足 高
				食 料 費	居 住 費	被 服 費	器 具 費	燈 熱 費	雜 品 費	交 際 費	教 化 費	醫 藥 費	娛 樂 費	小 遣	給 與	諸 稅	雜 費								
	20 000	100 000	824 250	63 660	43 350	61 430	26 000	6 650	25 920	28 710	15 650	33 920	9 400	50 000	26 300	15 320		11 300	7 200	9 120	245 000	685 430	138 820	—	

月 計 表

入				支																	出		綠 越 高		
臨 時		預 金	合 計	經										常							臨 時 費	預		合 計	
賞 與 金	雜 入			食 料 費	居 住 費	被 服 費	器 具 費	燈 熱 費	雜 品 費	交 際 費	教 化 費	醫 藥 費	娛 樂 費	小 遣	給 與	諸 稅	雜 費	保 險 料	金						
	20000	100000		1200	9700	5800	7500	2780	300	650	7500	25000	950	10000	6300	15820	300	700	9120	150000					
				3500	9280	16500	18500	3870	12800	2000	200	7800	250	30000	20000		3000	6500		95000					
				2650	24370	2930			600	2300	850	2120	8200	10000			200								
				5180		350			420	1750	5000	5000					850								
				3950		35850			300	3300	2000						100								
				10630					4500	3800	100						1000								
				23000					700	2200							300								
				4350					2450	410							3750								
				9200					3850	3000															
										2500															
										6500															
	20000	100000	676050	63660	43350	61430	26000	6650	25920	28710	15650	39920	9400	50000	26300	15820	1130	7200	9120	245000	685430	138920			

月 計 表

越 高	收 入									支 出										
	經 常					臨 時		預 金	合 計	經 常										
	給 料	諸 貸 料	年 金	雜 收 入		賞 與 金				雜 入	食 料 費	居 住 費	被 服 費	器 具 費	燈 熱 費	雜 品 費	交 際 費	教 化 費	醫 藥 費	娛 樂 費
148 200	200 000	78 500	275 250	2 300				20 000	100 000	1 200	9 700	5 800	7 500	2 780	300	650	7 500	25 000	950	10 000
										3 500	9 280	16 500	18 500	3 870	12 800	2 000	200	7 800	250	30 000
										2 650	24 370	2 930			600	2 300	850	2 120	8 200	10 000
										5 180		350			420	1 750	5 000	5 000		
										3 950		35 850			300	3 300	2 000			
										10 630					4 500	3 800	100			
										23 000					700	2 200				
										4 350					2 450	410				
										9 200					3 850	3 000				
															2 500					
															6 500					
計	200 000	78 500	275 250	2 300				20 000	100 000	63 660	43 350	61 430	26 000	6 650	25 920	28 710	15 650	39 920	9 400	50 000

+	差			
70	313 580			
00	300 380			
00	293 880			
060				
5 430	138 820			

日 記 帳

大正15年		費目	摘 要	收 入		支 出		差			
月	日					日 計					
			前より	150	500		132	670	17	830	
9		被 服	善吉用靴一足			16	550	16	500	1	330
		預 金	晝夜銀行より通帳の通り引出	100	000					101	330
10		被 服	仕立代			2	930	2	930	98	400
		臨時収入	商品切手武田氏より	20	000					118	400
11		保 險	共済生命保険金			9	120				
		教 化	菩提寺へ付肩			2	000	11	120	107	280
12		交 際	進物上杉氏へ			2	300				
		同 上	進物織田氏へ			1	750				
		同 上	進物北條氏へ			3	600				
		雑 費	出入人米藏への心付			2	000	9	650	97	630
13		醫 療	醫師へ謝禮			25	000				
		同 上	薬 價			7	800				
		同 上	消毒用材料			2	120	34	920	62	710
14		恩 給	七月渡分	275	250					337	960
		交 際	來客用料理代			3	800				
		同 上	來客用シトロン一打			2	200				
		雑 費	主人及び善吉理髮料			0	850				
		交 際	客間用插花代			0	410				
		教 化	佛前用線香一把			0	100	7	360	330	600
14		諸 税	宅地稅			15	820			314	780
		預 金	晝夜銀行特別當座預			50	000				
		“	“ 定期預金預			100	000	165	820	164	780
15		雜 品	水道使用料			4	500	4	500	160	280

七月日記帳

日 記 帳

大正15年		費目	摘 要	收 入		支 出		差			
月	日					日 計					
			前より	545	750		385	470	160	280	
15		居 住	墨表替			9	280				
		同 上	借地料本月分			24	370	33	650	126	630
16		貸家料	三戸分	78	500					205	130
		雑 費	兩替賃			0	100				
		臨時費	召使釣銭を遺失す			0	700	80	800	204	330
17		交 際	音楽會費			3	00	3	000	201	330
18		雜 品	半紙五帖、櫻紙五百枚			0	700				
		被 服	靴下釣			0	350	1	050	200	280
19		雑 費	時計直し			1	000				
		娛 樂	繪はがき一組			0	250				
		食 料	果 物			1	200	2	450	930	
20		雜 品	石炭代			2	450	2	450	195	380
21		同 上	石油料			3	850	3	850	191	530
22		交 際	町會費			2	500				
		雑 費	郵便切手十枚			0	300	2	300	188	730
23		被 服	松坂屋拂請求書通り			35	850	35	850	152	880
24		給 與	召使へ本月分			20	000				
		食 料	葡萄酒 本			3	500	23	500	129	380
25		給 料		200	000					329	180
		燈 熱	瓦斯代			2	780				
		同 上	電燈料			3	870	6	650	322	730
26		食 料	罐詰三個			2	650	6	50	320	080
27		臨時費	寄附金			6	500	6	500	313	380

七月日記帳

日記帳 (1)

大正15年 月 日	費目	摘要	収入		支出		差
					日計		
		前月より(越高)	148	200			
7	1	小遣			10	000	
		父上へ					
		同上			30	000	
		良人へ					
		同上			10	000	
		自分へ					
		教化			7	500	
		善吉授業料					
		同上			0	200	
		芳子授業料					
		同上			0	850	58 550 89 650
		學用品					
2		居住			9	700	
		植木手入					
		給與			6	300	16 000 73 650
		召使へ仕着					
3		雜費			0	300	
		端書二十枚					
		被服			5	800	6 100 67 550
		衛生シャツ一揃					
4		交際			0	650	
		來客用菓子					
		器具			7	500	
		簡便炭酸水製造器					
		交際			2	000	10 150 57 400
		液體炭酸一ダース					
5		器具			18	500	
		腰掛五脚(一脚 3.70)					
		雜品			0	300	18 800 38 600
		ナフタリン					
6		娛樂			0	950	
		日々新聞代					
		雜品			12	800	
		薪炭					
		雜費			3	000	16 750 21 850
		電車切符					
7		教化			5	000	5 000 16 850
		白山神社祭禮奉納					
		雜收入			2	300	19 150
		古新聞雜誌賣却代					
8		雜品			0	600	
		楊枝五本					
		同上			0	420	
		洗濯石鹼					
		同上			0	300	1 320 17 830
		靴墨、クリーム					

七月日記帳

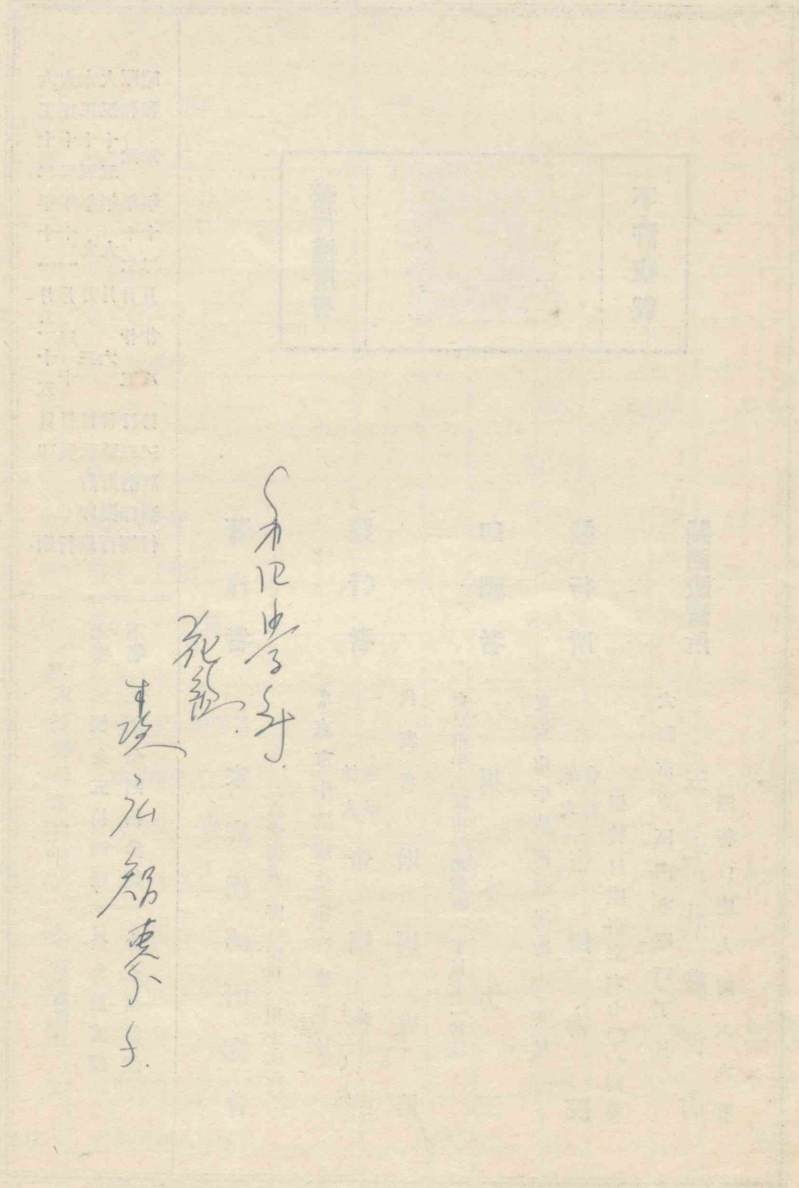


昭和大大大
和和正正正
元元十十十
五五二二二
年年年年年
十十九十十
二二九九一
月月月月月
廿廿三三二
六三十五
八五十五
日日日日日
三三改改發印
訂訂訂訂
發發發發
行行行行

上卷 訂改 家事教科書與付 昭和二年臨時定價
定價金五拾四錢 金九拾貳錢
下卷 定價金四拾參錢 金七拾參錢

著者 家庭經濟研究會 (右代表者 野口保興 川上美佐)
發行者 株式會社 帝國書院 東京市牛込區揚場町壹番地
印刷者 根本力三 東京市牛込區揚場町壹番地
發行所 株式會社 帝國書院 振替口座東京六七〇一四番
關西販賣所 三宅莊藏書店 大阪市東區南本町四丁目 振替口座大阪六九番

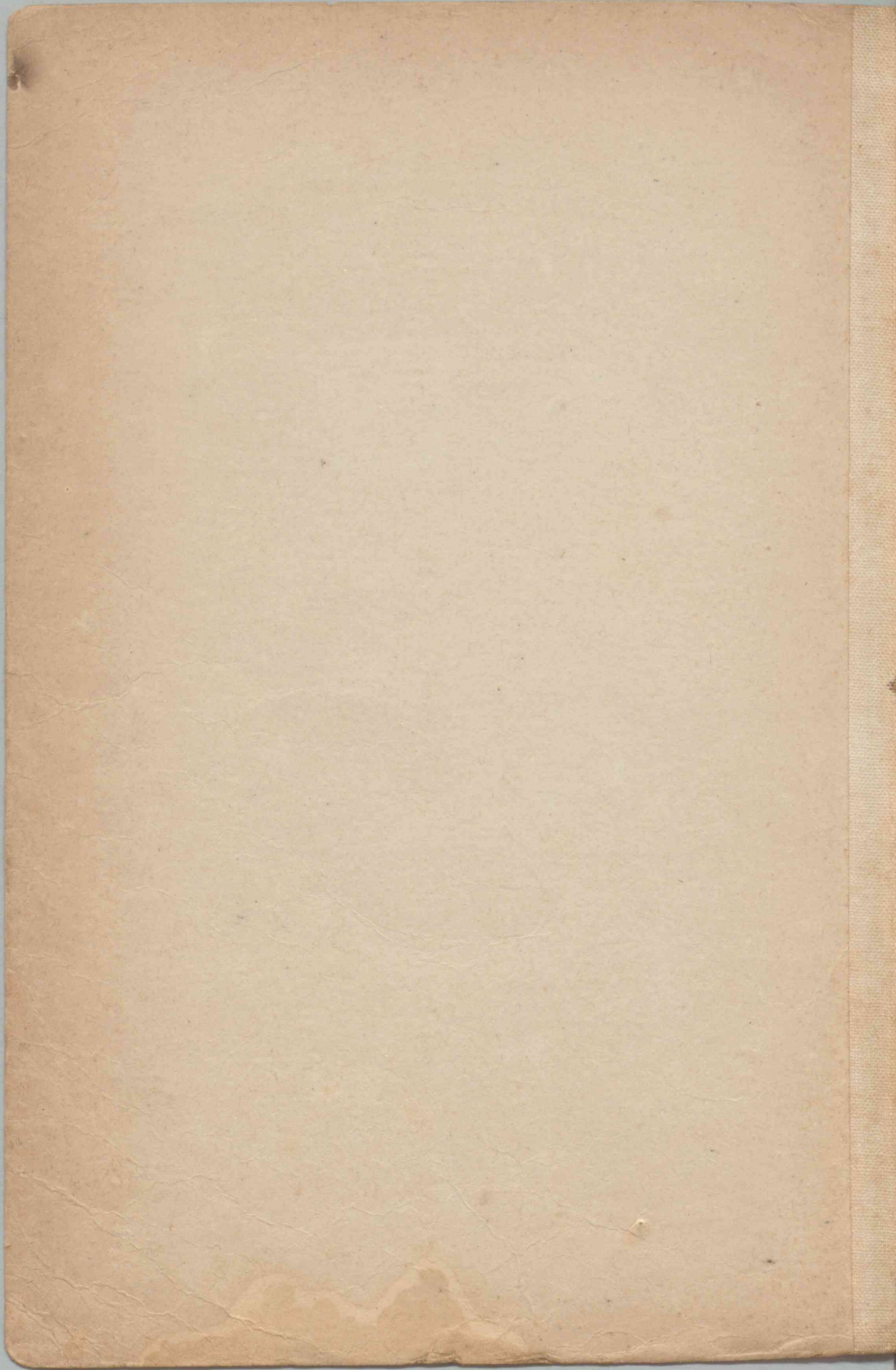
[刷印會英秀社會式株京東]



Handwritten vertical text: 丁巳年

Handwritten vertical text: 元

Handwritten vertical text: 庚子



昭和五年
春
森田文子

牙口學子部
長組
森田

広島大学図書

2000082122



0